

第3編 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合に、被害の発生を防御し、または応急的な対策や救助を行うことで、被害の拡大を防止するための基本的な計画を定める。

目 次

第3編 災害応急対策計画	3-1
第1章 災害対応の体制・要請	3-2
第1節 災害対応の体制	3-2
第2節 広域応援の要請	3-22
第3節 自衛隊への災害派遣要請	3-27
第4節 労務計画	3-29
第5節 災害救助法等の適用	3-31
第2章 情報収集・伝達体制	3-35
第1節 情報収集・伝達体制の確立	3-35
第2節 災害発生情報の収集・伝達	3-38
第3節 被害情報の収集	3-43
第4節 災害・被害情報の伝達・報告	3-44
第5節 市民への広報	3-46
第6節 報道機関への情報提供	3-48
第7節 市民からの広聴	3-49
第3章 命を守るための行動	3-51
第1節 避難行動計画	3-51
第2節 救急・救助活動	3-57
第3節 消防団活動計画	3-58
第4節 水防活動	3-60
第5節 医療救護活動	3-65
第6節 宅地・建築物の応急対策	3-67
第4章 災害に対する対応	3-69
第1節 避難生活計画	3-69
第2節 物資の供給	3-72
第3節 応急給水活動	3-76
第4節 要配慮者の支援	3-77
第5節 災害ボランティアの受入れ	3-79
第6節 緊急輸送計画	3-80
第7節 公共施設等の災害応急対策	3-81
第8節 道路等の災害応急対策	3-84
第9節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等	3-86
第10節 防疫・保健衛生対策	3-89
第11節 ライフラインの応急復旧	3-92
第12節 障害物除去計画	3-105
第13節 災害廃棄物の処理・清掃	3-106
第14節 住宅応急対策	3-108
第15節 文教対策計画	3-110
第16節 文化財の応急対策	3-113
第17節 公安警備計画	3-114
第18節 大規模交通災害応急対策計画	3-118
第19節 災害における業務継続計画	3-120

第1章 災害対応の体制・要請

第1節 災害対応の体制

第1 災害対策本部の設置

市内に地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認められるときは、市長は災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部を設置し、関係機関と連絡を取り、すみやかに応急対策を実施するものとする。

1. 設置の基準

(1) 警戒態勢

本部設置の基準に至らないが、災害の警戒が必要であると判断されるときは、市長部局にあっては副市長及び各部長、教育委員会にあっては教育長、その他各関係機関等にあっては所属長が、各部との連絡調整を密にし、情報収集にあたり、災害対策に万全を期すものとする。

予備動員体制については副市長を長とする警戒本部を設置する。

1	当市に震度4以上の地震が発生したとき。
2	内閣府からが東海地震や南海トラフ巨大地震の「前兆すべり」警戒宣言が発令され、かなりの被害が予想されるとき。
3	当市に気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）に基づく暴風、大雨、または洪水その他の警報が発令されたとき、または、被害の発生するおそれがあり、警戒を必要とするとき。
4	台風の奈良県通過が予測されるとき、またはその他の災害の発生する恐れのあるとき。
5	その他市長が必要と認めたとき。

(2) 災害応急対策実施態勢

1	当市に震度5以上の地震が発生したとき（自動設置）。
2	内閣府からが東海地震や南海トラフ巨大地震の「前兆すべり」警戒宣言が発令され、かなりの被害が予想されるとき。
3	当市に気象業務法に基づく暴風、大雨、または洪水その他の特別警報または警報が発令され、市域に甚大な影響が予想されるなど、本部を設置して、その対策を必要とするとき。
4	市域に大規模な火災、爆発等が発生し、本部を設置して、その対策を必要とするとき。
5	その他市長が必要と認めたとき。

次の設置基準に該当する場合、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2. 閉鎖の基準

1	災害対策がおおむね終了したとき。
2	災害発生のおそれがなくなり、本部長が本部の閉鎖を適当と認めたとき。

3. 設置及び閉鎖の伝達

本部の設置及び閉鎖の伝達は、在庁時間内にあっては庁内放送により伝達し、関係機関への伝達は電

話若しくはその他適当な方法により伝達する。

4. 本部設置の場所

大和高田市役所3階東会議室に災害対策本部を設置する。

なお、上記において本部を設置することが困難となった場合は、下記において第2災害対策本部をすみやかに設置することとする。

災害対策本部	大和高田市役所
第2災害対策本部	市民交流センター 大和高田市片塩町12-5 0745-44-3210

5. 本部会議

(1) 招集

本部会議は、市長が必要に応じて召集する。

(2) 本部会議の構成

本部会議の構成は次の通りとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部長、消防団長 高田消防署長（連携参加）

本部長に事故あるときは、次の順により職務を代理する。

①副市長	②市民生活部長	③企画政策部長
------	---------	---------

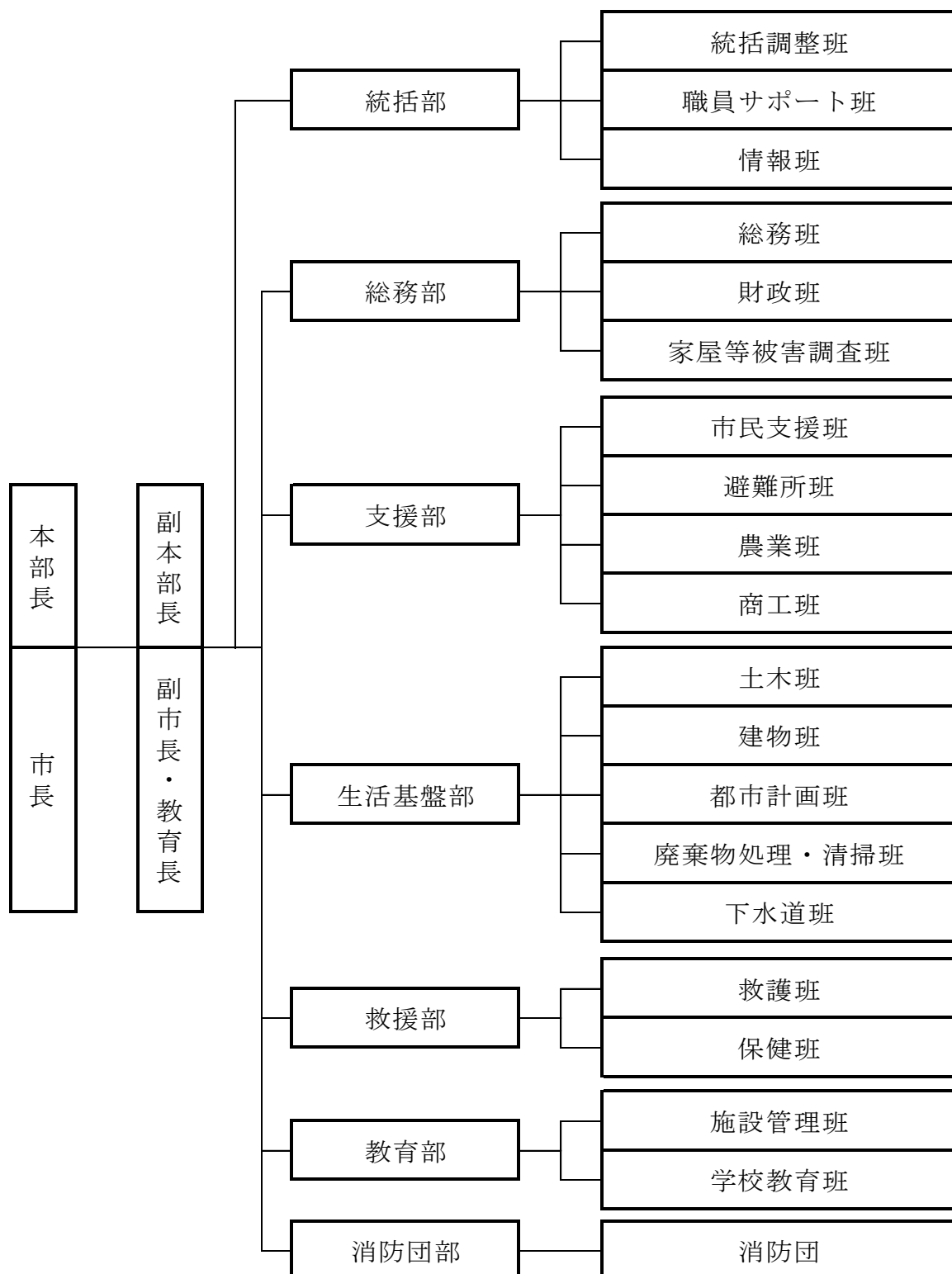
(3) 協議事項

本部会議は、次の事項について方針を決定し、その職務を行う。

1	災害応急対策の基本方針に関すること。
2	動員配置体制に関すること。
3	各部員の連絡調整事項の指示に関すること。
4	自衛隊派遣要請の要求に関すること。
5	国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
6	災害救助法の適用要請に関すること。
7	他市町村への応援要請に関すること。
8	その他災害に関する重要な事項。

6. 災害対策本部組織表

(令和7年4月1日現在)



7. 各部・班の所掌事務

(令和7年4月1日現在)

※発災直後は、各部・班の所掌事務にかかわらず人命救助、避難所対応及び情報収集を最優先とする。

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務
統括部 ◎市民生活部長 企画政策部長	統括調整班 ○危機管理課長 企画創生課長 秘書課長 法務課長	危機管理課 企画創生課 秘書課 法務課	本部事務	災害対策本部の運営及び総合調整に関すること。
				災害応急復旧に応じた動員の全般統制に関すること。
				災害対策本部会議の開催、運営及び庶務に関すること。
				本部長及び副本部長の秘書に関すること。
				本部長の指示、災害対策本部会議による決定事項等の伝達に関すること。
				災害救助法等の適用申請に関すること。
			避難	避難指示等の発令に関すること。
				避難所の開設及び閉鎖の決定に関すること。
			関係機関等との調整	県との連絡調整に関すること。
				防災関係機関との連絡調整及び合同会議開催に関すること。
				災害応援要請に関すること。
				激甚災害の指定等に関する要請及び陳情の調整に関すること。
				所掌外事案の調整に関すること。
				部内の統括及び連絡調整に関すること。
			情報伝達	防災行政無線の運用統制に関すること。
	職員サポート班 ○人事課長	人事課	職員	職員の配備に関すること。
				職員の被災状況の把握に関すること。
				職員の健康管理、厚生及び給食に関すること。
			受援・応援	受援及び応援に関すること。
				災害関係職員、派遣団体の宿泊及び給与に関すること。
情報班 ○広報広聴課長 生活安全課長 情報政策課長		広報広聴課 生活安全課 情報政策課	広報報道	災害広報活動に関すること。
				報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
			災害記録	災害統計の総括に関すること。
			情報・通信	災害情報、安否情報等の収集及び伝達に関すること。
				通信統制及び非常通信に関すること。
				写真及び動画撮影による災害状況の収集及び記録に関すること。
				り災者の動態調査に関すること。
				交通整理及び交通規制の連絡調整に関すること。 (警察等)
			所管施設対策	電子計算機及びICTシステム機能確保に関すること。
				ネットワーク回線の機能確保に関すること。
総務部 ◎総務部長 未来まちづくり局理事	総務班 ○総務課長 市民課長 未来まちづくり局課長 市民衛生課長	総務課 市民課 未来まちづくり局課 市民衛生課	公有財産	公有財産の状況把握及び統括に関すること。
				公有財産の被害調査及び応急復旧に関すること。
			輸送	公用車、燃料の状況把握及び統括に関すること。
				リース車両の手配に関すること。
			電話対応	電話の対応・取り次ぎ及び情報の引き継ぎに関すること。
			総務	他の班に属さないこと。 部内の統括及び連絡調整に関すること。

※本所掌事務の他、各所管課は「所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事務」を行うものとする。

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務
			ご遺体	死亡者の調査に関すること。
				身元不明死者の収容に関すること。
				遺体安置所の開設と安置に関すること。
				埋火葬の許可に関すること。
	財政班 ○財政課長 会計管理者	財政課 会計課	仮設トイレ	仮設トイレの設置及び管理に関すること。
			廃棄物処理	し尿処理に関すること。
			会計	災害対策関係の予算に関すること。
				災害対策関係の支払いに関すること。
				義援金及び見舞金の受入れに関すること。
	家屋等被害調査班 ○税務課長 収納対策課長	税務課 収納対策課	住家	災害救助費の出納に関すること。
				市民支援班の応援に関すること。
				住家の被害認定調査に関すること。
				住家の被害認定に関すること。
			調整	り災証明に関すること。
				り災者の市税の納税猶予及び減免の調査に関すること。
支援部 ◎地域振興部長 議会議務局長	市民支援班 ○まち振興課長 議会総務課長 契約監理課長 選挙管理委員会 事務局長 保険医療課長	まち振興課 議会議務局 契約監理課 選挙管理委員会 事務局 保険医療課	住民組織との 調整・情報 収集	関係機関との連絡調整に関すること。
			被災者救助	自治会（自主防災組織）等との連絡調整に関すること。
				市民からの災害情報の収集、管理及び分析に関すること。
				生活必需品、食料等の管理、調達、配分及び配送に関すること。
			調整	支援物資等の受入れ、集積管理及び配送に関すること。
				生業資金貸付、災害見舞金及び災害弔慰金に関すること。
	避難所班 ○保護課長 人権施策課長 監査委員事務局長 こども家庭課長 保育幼稚園課長 「開設担当」 各割当部局 各施設管理者等	(開設担当) 各割当部局 各施設管理者等	調整	部内の統括及び連絡調整に関すること。
				議会と連携
			議会と連携	議会との連絡調整に関すること。
				避難所の開設及び設営に関すること。
			避難所開設	発災直後の避難所の運営支援に関すること。
				避難所の状況把握及び連絡調整に関すること。
	農業班 ○農業振興課長 農業委員会事務局長	農業振興課 農業委員会 事務局	避難所運営	避難者の収容に関すること。
				生活必需品、食料等の供給に関すること。
			農林業	避難所の運営支援に関すること。
				外国人の対応に関すること。
				ボランティアの活動支援に関すること。
				二次避難誘導に関すること。
生活基盤部 ◎環境建設部長 クリーンセンター長	農工班 ○農工振興課長	農工振興課	農林業	農林業関係の被害調査等に関すること。
				ため池、井堰等の被害調査及び応急復旧に関すること。
			災害融資	罹災農地、農道、ため池等の復旧に関すること。
				罹災農業者に対する融資に関すること。
			調整	部内の統括及び連絡調整に関すること。
				商工業
	土木班 ○土木管理課長	土木管理課	災害融資	商工関係の被害調査及び応急復旧に関すること。
				罹災中小企業者に対する融資に関すること。
			土木建設	道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
				道路等の障害物除去に関すること。
			土木建設	被災時における道路規制（警察所管を除く）に関すること。
				土木技術に関すること。
			調整	建設協力団体との連絡に関すること。
				部内の統括及び連絡調整に関すること。

部名称	班名称	所属課	区分	所掌事務
	建物班 ○営繕課長 建設企画課長	営繕課 建設企画課 各課の係長以下 の建築職 (各部との調整による)	建物	被災建築物応急危険度判定（避難所及び公共施設を優先）に関すること。
				応急危険度判定士の受入に関すること。
				公共施設の被害調査及び応急復旧の支援に関すること。
				倒壊家屋解体業務の支援に関すること。
	都市計画班 ○都市計画課長 住宅課長	都市計画課 住宅課	都市施設	被災宅地危険度判定に関すること。
				公園、街路樹等の被害調査及び応急復旧に関すること。
				都市建設物の応急対策に関すること。
				災害時の土地区画整理に関すること。
				災害時の開発行為の指導に関すること。
				建築確認の副申に関すること。
				建設に関わる工事の指導に関すること。
			住宅	災害資材の保管及び機械器具運用に関すること。
				応急仮設住宅に関すること。
	廃棄物処理・清掃班 ○企画整備課長 美化推進課長	企画整備課 美化推進課	廃棄物処理	倒壊家屋解体業務に関すること。
				廃棄物の処理に関すること。
				廃棄物の収集及び運搬に関すること。
				廃棄物の仮置場の確保に関すること。
	下水道班 ○下水道課長	下水道課	下水	がれき及び残骸物の処理に関すること。
				公共下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
救援部 ◎福祉部長 保健部長	救護班 ○社会福祉課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課長	社会福祉課 介護保険課 地域包括ケア推進課	社会福祉	避難行動要支援者に関すること。
				要配慮者施設等との連絡調整に関すること。
				日本赤十字社との連絡調整に関すること。
			避難所	福祉避難所の開設及び運営に関すること。
			ボランティア調整	ボランティアセンターの開設運営に関すること。
	保健班 ○健康増進課長	健康増進課	保健衛生救護	部内の統括及び連絡調整に関すること。
				保健衛生指導に関すること。
				メンタルケアに関すること。
			防疫	救護所の開設及び運営に関すること。
				医療関係団体との連絡調整に関すること。
教育部 ◎教育委員会 事務局教育部長	施設管理班 ○教育総務課長 生涯学習課長 文化振興課長 スポーツ振興課長	教育総務課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	避難所	感染症予防並びに対策に関すること。
				消毒薬剤等の配分に関すること。
			炊出し	教育施設の使用協力及び調整に関すること。
			所管施設対策調整	避難所班の支援に関すること。
				炊き出しによる給食調理員動員に関すること。
	学校教育班 ○学校教育課長 教育支援課長	学校教育課 教育支援課	仮設校舎	仮設校舎の整備に関すること。
				文化財の被害調査及び調査に協力すること。
			児童・生徒	部内の統括及び連絡調整に関すること。
			学校教育	被災児童及び生徒の把握及び措置に関すること。
			避難所	応急教育の実施に関すること。
消防団部 ◎消防団長	大和高田市消防団	大和高田市消防団	災害活動	避難所の開設及び施設管理に関すること。
				水防活動及び消防活動の支援に関すること。
				被災者の救出、救護、避難誘導等の支援に関すること。
			情報	災害現場における応急作業の支援に関すること。
			広報	被害情報の収集及び調査の支援に関すること。

※ ◎の部長等は、災害対策本部体制時の部等を代表し、他の部長等は補佐する。

○の課長等は災害対策本部体制時の班内の各課長等を代表する。

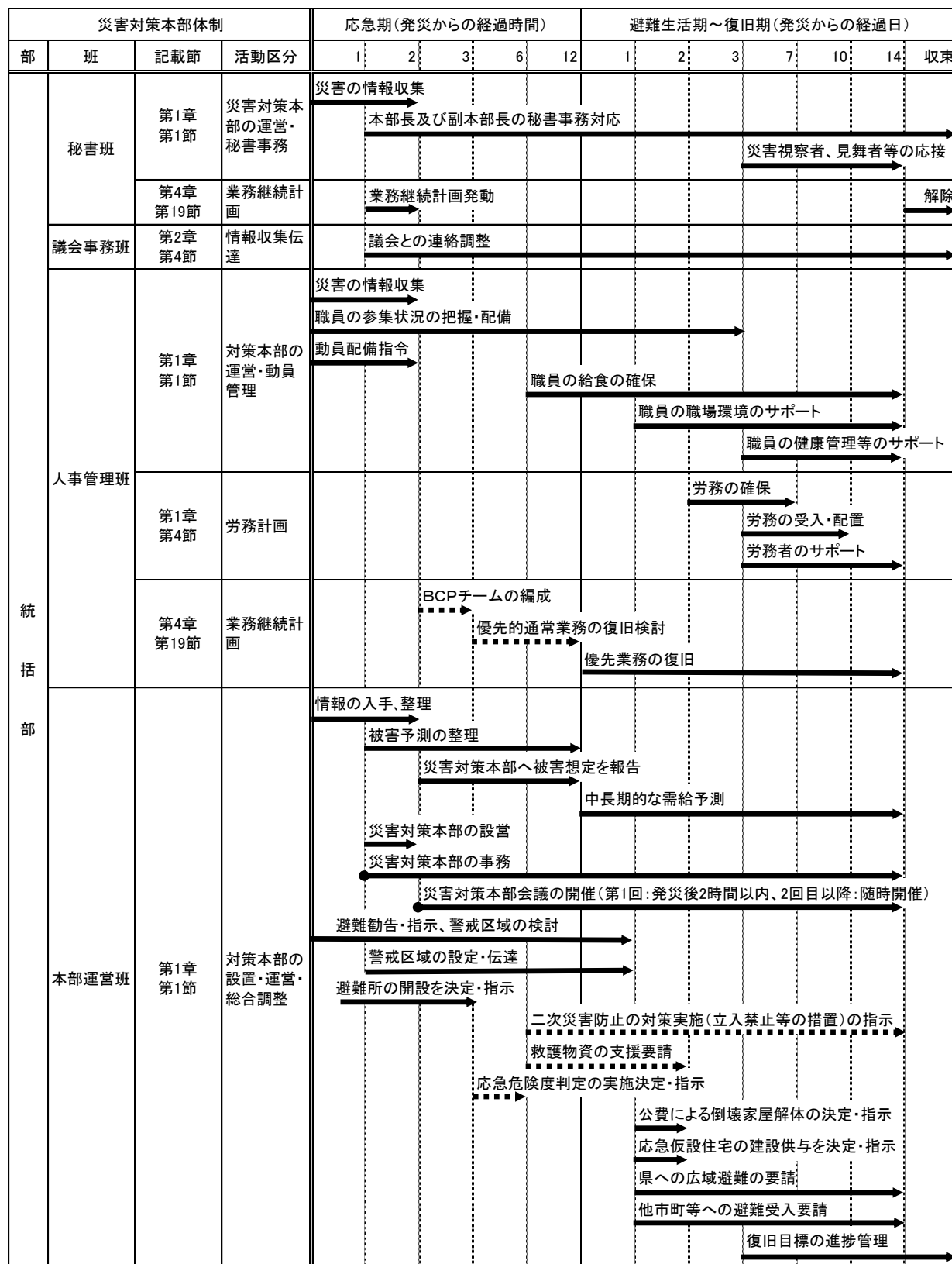
第2 災害応急対策タイムライン

大規模の災害時に対応する各部各班の応急対策活動のタイムライン（例示）を示す。

※ 下記バーチャートの線種区分で、実線（）以外は休日・夜間等の勤務時間外における対応事項を示し、その区分は以下による。

---▶ できる範囲での対応を行う事項

.....▶ 夜明け、参集職員数の増加を待ち、対応を行う事項



災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
統括部	本部運営班	第1章 第2節	広域応援の要請			ヘリコプター支援要請 他市町への応援要請			応援の受付及び配置	応援及び派遣の執務環境及び健康管理			応援及び派遣職員の撤収支援		
		第1章 第3節	自衛隊への災害派遣要請		県を通じ自衛隊の災害派遣要請				自衛隊の受入れ						撤収要請
		第1章 第5節	災害救助法等の適用	災害情報・被災状況の収集整理		災害救助法等の適用手続き									
		第2章 第1節 第4節	情報収集伝達体制の確立、災害・被災情報の伝達報告	防災行政無線の運用											
	情報班	第2章 第2節	災害発生情報等の収集・伝達	気象情報等の情報収集・伝達	被災情報の収集・伝達										
		第2章 第4節	災害・被災情報の伝達・報告			災害対策本部会議への災害状況・被災状況の整理提供			災害情報・被災状況の整理、報告様式取りまとめ						災害情報・被災状況・災害記録の整理
		第2章 第5節	市民への広報	緊急警報放送、エリアメールの要請	広報用ホームページの立ち上げ	避難勧告・指示の広報	避難所の開設の広報	ライフライン被害情報の収集・提供	警戒区域設定等の広報	災害時要配慮者施設と避難行動要支援者への広報	二次被害防止のため注意事項等の広報	断水状況の広報	電話問合わせ開設の広報	応急給水拠点の広報	災害ボランティアセンター開設、ボランティア受入の広報
															応急危険度判定実施の広報
															倒壊家屋解体の処理基準等の広報
															一時市外避難者への広報
															緊急輸送道路指定情報の広報
															救援物資要請の広報
															臨時・専門相談所の開設の広報
															一般被害情報等の広報
															応急仮設住宅の募集の広報

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)							
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束	
統括部	情報班	第2章 第5節	市民への広報													
	第2章 第6節	報道機関への情報提供														
	庶務班	第1章 第1節 第4章 第7節	非常用物資の調達													
		第2章 第3節 第4章 第7節	被害情報の収集													
		第2章 第3節 第4章 第7節	被害情報の収集													
	庶務班	第2章 第7節	市民からの広聴													
		第4章 第6節	緊急輸送計画													
	産業推進班	第2章 第3節	被害情報の収集(農業・商工業関係)													
第4章 第2節		物資の調達														
第4編 第4章		農業・商工業関係復旧復興対策														
財政班	第1章 第1節	対策本部の運営・応急対策予算の管理														

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)							
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束	
統 括 部	財政班	第1章 第1節	対策本部の 運営・応急 対策予算の 管理													
	現地情報班	第2章 第3節	被害情報の 収集	避難所の開設状況・避難者数の把握					罹災者の動態調査							
		第4章 第9節	行方不明者の 捜索及び 遺体の火葬 等	行方不明者・遺体の捜索・収容												
				遺体安置所の確保												
				遺体搬送の車両確保												
				遺体の保全処理					遺体の調査							
救護班	第4編 第2章 第3章	罹災者生活 確保・罹災 証明の発行						被災判定調査(第1次)の準備								
								被災判定調査の広報								
								被災判定(第1次)の実施								
								再調査の申し出受付け								
								被災判定(第2次)の実施								
								罹災証明の準備・発行								
救 護 部	救護班	第3章 第1節	要支援者の 支援・福祉 避難所の開 設・運営	災害の情報収集												
				救護体制の検討												
				避難行動要支援者の情報共有												
				避難行動要支援者への安否確認												
				避難行動要支援者への避難支援												
				要配慮者施設の被災状況の収集												
									福祉避難所の開設要請							
									福祉避難所への搬送							
									在宅避難者の避難所・福祉避難所への誘導							
									在宅避難者の確認							
		第4章 第6節	緊急輸送						福祉避難所から他施設への搬送							

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
救護部	保健班	第3章 第1節	避難誘導	避難誘導体制の確立 消防署、警察署、消防団と連携して市民の避難誘導											
		第4章 第10節	防疫・保健 衛生対策						被災地情報の把握	防疫・保健衛生資器材の調達	防疫・保健衛生活動の実施				
		第1章 第1節	医療救護活 動	医療機関の被害状況の確認	救護所の開設	医療関係団体への支援要請	医療ボランティアの支援要請	医療ボランティアの活動調整							
	物資幹旋班	第4章 第2節	物資の供給	備蓄の資機材・生活物資・食料の点検・確認	配送用車両の配車依頼	物資等のニーズ把握	備蓄食料の供給	避難所への緊急輸送の実施	義援物資、救援物資等の要請	物資集配センターの開設、運営(物品の出庫・搬送)	協定事業者からの応急食料、燃料の調達	協定物流事業者の協力によるセンター管理	物資集配センターの閉鎖、広報		
	保育所班	第2章 第3節	被害情報の 収集	保育所施設の被害調査											
		第3章 第1節	避難行動支 援	保育児の避難誘導	保護者への引き渡し										
		第4章 第7節	公共施設等 の災害応急 対策	保育所施設の二次災害防止措置	保育所施設の応急復旧対策の検討	保育所施設の応急復旧	保育所施設の使用協力								
		第4編 第5章	被災者生活 支援						災害義援金の配分支援	生業資金貸付	災害弔慰金等の支給・貸与				

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
救護部	避難所班	第4章 第1節	避難生活の支援	避難所施設の被害調査	避難所開設	避難所の自主運営管理体制の確立						避難生活の長期化への対応			
					避難所開設の広報	帰宅困難者受入の体制整備									
					避難者情報の管理(避難者名簿等)										
					収容区域の市民の安否確認										
					災害時要配慮者(高齢者・障がい者等)への支援対応										
												広域避難場所の運営			
						炊き出しの実施支援									
						応急給水の実施支援									
						物資配給の支援									
												避難所記録の開始			
												食料の配給			
												食品衛生監視(食中毒の防止)			
												プライバシー保護対策			
												メンタルケアの実施			
												愛がん動物の収容対策			
												希望者等の二次避難措置			
														避難所の閉鎖	
		第4章 第5節	災害ボランティアの受入れ									ボランティアの受入検討			
												災害ボランティアセンターとの連携			
												ボランティア受入の広報			
												ボランティア活動資機材の調達			
												ボランティア派遣ニーズの把握			
												ボランティア活動の配置調整			
												ボランティアの健康、作業環境管理			
												災害ボランティアセンターの閉鎖、広報			
衛生部	廃棄物処理班	第4章 第13節	災害廃棄物の処理・清掃	クリーンセンターの被害調査	クリーンセンターの応急復旧検討	災害廃棄物処理計画の立案									
					災害廃棄物の仮置場の検討										
												災害廃棄物仮置場設置の調整			
												災害廃棄物仮置場の確保・運営			
												排出場所・排出ルール広報			
												建設業者等へのがれき処理の協力要請			
												がれき処理の指導			
			し尿の処理	し尿処理施設の被害情報確認								仮設トイレの配置計画			
												仮設トイレの設置・管理			
														仮設トイレの撤去	

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対応の体制・要請

第1節 災害対応の体制

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
衛生部	廃棄物処理班	第4章第9節	行方不明者の捜索及び遺体の火葬等	斎場の被害調査					斎場の応急復旧検討						
	清掃班	第4章第13節	災害廃棄物の処理・清掃	廃棄物収集業者の被害調査 し尿処理業者の被害調査 廃棄物の収集・運搬計画の検討					斎場の応急復旧 斎場の使用許可 周辺自治体等への協力要請 受入自治体への遺体搬送						
生活基盤部	被害調査班	第3章第4節	水防活動	災害の情報収集 量水標等の監視・災害警備 井堰、堤防、ため池等の危険測定及び二次災害防止対策											
		第4章第7節第8節	公共施設・道路等の災害応急対策	公共土木施設(道路、河川、橋梁、井堰等)の被害調査 管理道路の応急復旧 建設協力団体との連絡調整 非常用資材・消耗品等の調達 道路復旧の調整					公共土木施設の応急措置の計画・実施 インフラ復旧の調整						
		第4章第12節	障害物除去	がれき・障害物の除去											
	住宅建設班	第3章第6節	宅地・建築物の応急対策(応急危険度判定)	災害の情報収集・整理					応急危険度判定実施本部の設置・運営 応急危険度判定実施計画の策定 県、地元宅地・建築物判定士等への支援要請 準備 ガイダンス 応急危険度判定の実施 宅地・建築物応急危険度判定の広報依頼 危険判定建物の立入禁止等の措置						
		第4章第7節	公共施設等の災害応急対策	公共施設等の災害の情報収集・整理					公共施設等の応急修理対応策の検討 公共施設等の応急修理対応策の実施						
		第4章第12節	障害物除去計画						倒壊家屋解体の処理基準等を広報 被災家屋の処理 解体現場における指導 障害物除去に関する県への応援要請						

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
生活 基 盤 班	住宅建設班	第4章 第14節	住宅応急対策	住宅を失った罹災者数の調査					応急仮設住宅建設予定地の被災状況調査						
									応急仮設住宅供給戸数の検討						
	都市計画班	第3章 第6節	宅地・建築物の応急対策(応急危険度判定)						応急仮設住宅供給戸数、建設位置、仕様等の決定						
									応急仮設住宅の建設						
									県への仮設住宅供給要請						
									空家住宅の確保						
上 下 水 道 部	業務班	第4章 第11節 第1	被害情報の収集	水道施設の被害調査											
				断水状況の把握											
				断水状況の広報					復旧活動による断水の広報						
	業務班	第4章 第11節 第1	市民への広報	応急給水活動の広報											
				電話対応窓口の開設、運営											
	工務班	第4章 第3節	応急給水活動	水源の被害調査											
				飲料水の適否検査											
				準備					応急給水活動の実施						
	工務班	第4章 第11節 第1	ライフラインの応急復旧	上水道管路網の被害調査					応急資機材・備蓄資材の調達・配備						
									応急復旧工事の実施						
									水道工事業者への協力要請						
生活 基 盤 班	都市計画班	第4章 第7節	公共施設等の災害応急対策	公園・街路樹等の被害調査					公園・街路樹等の応急措置の計画・実施						
生活 基 盤 班	都市計画班	第4編 第7章	災害復旧・復興						罹災地の土地区画整理の指導						
									罹災地の開発行為の指導						
生活 基 盤 班	都市計画班	第4編 第7章	災害復旧・復興						建築確認の副申						
生活 基 盤 班	都市計画班	第4編 第7章	災害復旧・復興						罹災地の土地区画整理の指導						
									罹災地の開発行為の指導						
生活 基 盤 班	都市計画班	第4編 第7章	災害復旧・復興						建築確認の副申						

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)							
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束	
上下水道部	下水道施設班	第4章 第11節 第2	ライフラインの応急復旧	下水道施設の被害調査												
				緊急措置の実施												
				関係機関への応援要請												
				応急対策の実施												
				水道工事事業者への協力要請												
				下水道の復旧計画の策定												
				復旧工事の実施												
教育部	施設管理班	第2章 第3節	被害情報の収集	学校施設の被害調査						学校施設の応急復旧対策の検討						
		第4章 第7節	公共施設等の災害応急対策	学校施設の二次災害防止措置						仮設校舎の整備						
		第4章 第2節	物資の供給	炊き出し調理員の動員						代替施設の使用協力依頼						
	学校教育班	第4章 第1節	避難生活の支援	避難所利用部分の被害調査												
				避難所開設												
				避難所利用部分の施設管理												
		第4章 第15節	文教対策	災害情報の収集												
				生徒の避難誘導												
				保護者への引き渡し					教育施設の応急復旧の実施							
	教育施設班	第4章 第1節	避難生活の支援	社会教育施設・保健体育施設の被害調査												
				避難所利用部分の被害調査												
				避難所開設					避難生活の長期化への対応							
		避難所の自主運営管理体制の確立														
		避難所開設の広報														
		帰宅困難者受入の体制整備														
避難者情報の管理(避難者名簿等)																
災害時要配慮者への支援(高齢者・障がい者等への対応)																
炊き出しの実施支援																
応急給水の実施支援																
物資配給の支援																
					避難所記録の開始											
					食料の配給											
					食品衛生監視(食中毒の防止)											
					プライバシー保護対策											
					メンタルケアの実施											
					愛がん動物の収容対策											
					避難所の閉鎖											

災害対策本部体制				応急期(発災からの経過時間)					避難生活期～復旧期(発災からの経過日)						
部	班	記載節	活動区分	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	収束
教育部	教育施設班	第4章 第7節	公共施設等の災害応急対策等						社会教育施設・保健体育施設の応急対策の実施 社会教育施設・保健体育施設の代替使用への協力						
		第4章 第16節	文化財の応急対策									文化財の被害調査協力 文化財の復旧対策の検討			
医療救護部	医療班	第3章 第5節	医療救護活動	傷病者の手当・看護及び助産					医療薬品、救護資機材の確保、供給						
				被害状況の把握											
	医療派遣隊の編成														
	救護所での医療派遣隊による救護活動														
救護所への医療薬品・救護資機材の搬送															
医事班	第2章 第3節	被害情報の収集	病院施設の被害調査・報告												
	第3章 第5節	医療救護活動	重症者等の応急受け入れ体制の確立 医師会・日赤その他からの応援医療班との連絡 院内の警備												
消防団部	消防団	第3章 第3節	消防団活動	災害情報等の収集・分団への連絡 通信手段の確保、運用開始 初動体制の確立 高田消防署の初動措置との連携 避難誘導協力 救助・救急活動の実施					事故等の現場からの傷病者の搬送 出火防止の広報 初期消火対応						
									応急活動等の報告並びに記録						
		第3章 第4節	水防活動	災害警備・量水標等の監視											
				堤防、ため池決壊等の応急対策											

第3 動員計画

1. 初動体制の確保

1	災害対策本部の設置基準に達した場合、警戒態勢は副市長が、災害応急対策実施態勢は市長が設置するものとする。
2	災害対策本部が設置されたら、市民生活部長は直ちに災害対策本部の組織に定める部長等を召集し、防災業務の実施範囲や動員等について協議するものとする。
3	各部長の指示により職員を召集する。勤務時間外の場合、職員は所属部署に集合する途中で、災害の状況を調査するものとする。
4	局地的な災害若しくは大規模に至らない事故等の発生した場合には、本部を設置せずに所属部班において本計画による防災業務を実施することができる。
5	統括部本部運営班、情報班、庶務班は水防危険区域町総代等と連絡を密にし、災害情報の提供及び収集を図るとともに、必要な物資を調達する。
6	統括部情報班は、ライフライン等の災害情報の収集及び広報伝達を迅速に実施する。
7	災害対策本部を設置した場合、統括部本部運営班は所定の通知を行うとともに、本部設置場所その他必要事項について県災害対策本部（県が本部設置していない場合は防災統括室）及び関係機関並びに市民に周知するものとする。

➤ 参照資料編 資料16. 水防危険区域伝達表（水防危険区域町総代）

2. 災害対策本部の動員配備体制の基準

災害対策本部の配備体制は概ね次の通りとする。

種 別 動 員 別		災 害 状 況				配 備 内 容
		地 震	水 防	火 災	その他の災害	
警戒準備態勢		－	大雨・洪水注意報が発令され、今後、気象警報の発令されることが予想される場合	－	－	時間経過を想定した動員態勢を判断しうる態勢とする。
警戒態勢	予備動員	震度４の地震が発生したとき、または内閣府から東海地震や南海トラフ巨大地震の「前兆すべり」警戒宣言が発令され、かなりの被害が予想される場合	大雨・洪水注意報または警報が発令され、市域の主な河川が水防団体待機水位に達するなど、災害の発生する恐れのある場合	－	台風の奈良県通過が予測され、気象警報の発令など地域的に災害が発生すると予測される場合、またはその他の災害の発生する恐れのある場合	庁内各課の職員で情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じてすみやかに１号動員に切り替え得る態勢とする。
災害対策本部	１号動員	震度５弱の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めた場合	大雨・洪水または暴風警報が発令され、市域の主な河川がはん濫注意水位に達した場合	火災が発生し、最大風速 10m/s を超える見込みの気象状況で延焼が予想される場合	局地的に小規模な災害が発生したとき、または発生することが予想される場合	各部班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒態勢をとり、あわせて小災害が発生した場合に対処し得る態勢とする。
	２号動員	震度５強の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めた場合	大雨・洪水または暴風特別警報が発令され、市域の主な河川がはん濫危険水位に達し、相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予測される場合	火災が延焼し、被害が相当範囲に及んだ場合または最大風速12m/sを超える風が 1 時間以上連続する見込みの気象状況等で延焼を予測された場合	地域的に中規模の災害が発生したとき、または発生することが予想される場合	地域的に中規模な災害が発生し、または局地的に大規模な災害が発生した場合に対処し得る配備態勢とする。
	３号動員	震度６弱以上の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めた場合	市域の河川がはん濫危険水位に達し、大規模な災害が発生したとき、または発生することが予測される場合。	市域に大火災が発生し、甚大な被害を被った場合、大火災の様相を呈し、または大火災が予測される場合	市全域に大規模な災害が発生したとき、または発生することが予測される場合	各部班の全員をもって大災害が発生した場合、直ちに完全に活動を行うことができる態勢とする。

第4 動員計画

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、災害対策本部が設置されて災害応急対策に従事する要員を確保するため、本部員の動員が指令された場合は、迅速に出動し、それぞれの部において、本部長の指示に基づき防災業務を実施するものとする。

1. 各部、各班の動員計画

災害時において本部長から動員が指令された場合における各部、班の動員人数は、その災害状況により異なるが、特に指示がない場合に、おおむね次の動員表により動員に応ずるものとする。

1	予備動員は、各部の部長、次長、課長及びその他必要な人員とする。
2	1号動員は、各部の部長、次長、課長、課長補佐、実働班及びその他必要な人員とする。
3	2号動員は、概ね半数とする。
4	3号動員は、全員とする。
5	1号動員までは、動員された全ての職員は市庁舎へ集合する。2号動員からは統括部人事管理班の指示による。

➤ 参照資料編 関係条例6. 対策本部動員表

2. 動員要領

(1) 予報により本部会議の決定に基づき動員する場合

1	統括部人事管理班は、本部会議において動員を決定された場合は、直ちに動員計画により関係各部班に連絡しなければならない。
2	関係各部班は1による連絡を受けたときは、動員した人員その他必要な事項を統括部人事管理班に報告しなければならない。 統括部人事管理班は、各部、班の動員状況についてその都度、統括部本部運営班に報告するものとする。

(2) 非常招集を行う場合

1	勤務時間外に職員の非常召集を行う必要が生じた場合は、防災担当者は直ちに市民生活部長及び企画政策部長に連絡して意見を聞き、市長（秘書課長を通じ）に状況を報告し、動員の指示を受けなければならない。
2	市長が職員に非常招集を命じた場合、直ちに統括部本部運営班及び人事管理班の職員に連絡するとともに、電話またはその他の方法により職員に通知しなければならない。
3	各部には市内居住の部内課長による連絡責任者を設け、通知を受けたときは、直ちに所属部班の職員に通知しなければならない。

3. 地震発生時の動員要領

(1) 勤務時間内における配備体制

勤務時間内に震度5弱の地震が発生したときは、火災の発生等が予測されるため、直ちに災害対策本部を設置し、予め定めた職員を各部各班の配置につけ、初動体制をとる。

(2) 勤務時間外における配備体制

勤務時間外に震度5弱の地震が発生したときは、職員は出動命令を待たずに自らの判断で予め定められた場所に参加しなければならない。ただし、次の場合は、その業務を優先し、自らの判断により職員マニュアルの通り、行動するものとする。

1	居住地付近に火災が発生し、延焼のおそれがある場合
2	人命救助活動に従事した場合
3	被災地住民の救護、避難活動のリーダーを住民から要請された場合
4	家族が被災した場合

(3) 動員の区分

動員は、住居近くの避難所等へ参加する「直近動員」及び市庁舎へ参加する「所属動員」とする。

1	直近動員とは、予め指定された避難所等へ参加することであり、各施設には本市の課長以上の職員の中から責任者を定めておく。
2	所属動員とは、応急活動を実施するのに必要とされる職員で、発震時には、原則、市庁舎に、自動的に参加する。

第2節 広域応援の要請

第1 相互応援協力計画

災害対策基本法第67条により、他市町村との相互の応援については、応援措置を実施するため必要な事項について協議し、防災活動の万全を期すものとする。

【 相互応援協定 】

1	緊急時の救急の相互応援の円滑をはかるため大和高田市と近隣市町との間で、救急業務を実施するものとする。
2	本市と山梨県都留市及び京都府長岡京市は大規模災害相互援助協定（平成9年10月18日締結）により、大規模災害時に必要な物資等の相互援助を実施するものとする。
3	奈良県内市町村と大規模災害発生時における応急対策等の職員派遣、避難施設の提供等、生活必需物資等の提供を実施するものとする。

➤ 参照資料編	応援協定書1．長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定
	応援協定書2．長岡京市及び大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱
	応援協定書3．都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定
	応援協定書4．都留市と大和高田市の大規模災害相互援助協定実施要綱
	応援協定書5．災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定

1. 応援の要請

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡し、合わせて以下の事項を記載した文書を提出する。ただし、そのいとまがない場合には、電話またはファクシミリによって要請を行い、事後すみやかに文書を提出する。

1	災害の状況及び応援、職員派遣を要請する理由
2	応援、職員派遣を必要とする期間
3	応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量、及び派遣を要請する職員の職種別人員数等
4	応援を必要とする場所及び活動内容
5	派遣される職員の給与その他の勤務条件
6	その他必要事項

2. 応援の範囲

応援は下記の事項について要請する。

1	被災者の食糧その他生活必需品、医療品、応急復旧要資機材等の提供
2	被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
3	診療、検病、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援
4	復旧のための土木及び建築技術職員の応援
5	清掃・し尿処理作業のための職員の応援
6	水道工事及び給水作業のための職員の応援
7	通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援
8	消防、救急水防作業の応援
9	その他応急対策活動に必要な措置

3. 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

1	派遣職員の宿泊施設の確保をする。
2	派遣職員との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
3	作業実施期間中は現場に責任者を置き、派遣職員指揮者と協議し、作業の推進を図る。

4. 被災地への支援

市外で災害が発生した場合、市外被災地への人的支援、物的支援、市外からの避難者の受入れなど、相互応援計画に基づき、県や他の市町村、関係団体と連携した支援を行う。

(1) 被災地への職員派遣

市は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からの要請等に基づいて、市外被災地に迅速に職員を派遣する。

(2) 被災地への物的支援

市は、市外被災地に対し、備蓄品の提供、要請に応じた物資調達により、食料、生活必需品、応急対策用資機材等の物的支援を行う。

(3) 被災者の避難受入れ対応

市は、被災地の要請を受け、市外被災地の罹災者の避難の受入れを行い、住居の確保や学校の手続など生活全般について罹災者のニーズにきめ細かく対応する。

第2 防災ヘリコプター緊急運航応援要請方法

防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「奈良県消防防災ヘリコプター応援協定」、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、その概要は次の通りとする。

1. 緊急運航の要件

次に掲げる要件を満たす場合、運航することができるものとする。

公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

2. 緊急運航の要請基準

緊急運航の要件を満たし、かつ、次に掲げる活動別要件基準に該当する場合に、災害が発生した市町村の長及び消防長は、要請できるものとする。

(1) 救急活動

1	山村等からの緊急患者の搬送
2	傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
3	高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送（医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合）
4	その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

(2) 救助活動

1	河川、湖等での水難事故、山岳遭難事故等における搜索または救助
2	高層建築物火災による救助
3	山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
4	高速道路及び自動車専用道路上での事故救助
5	その他救急救助活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

1	被害状況の調査及び情報収集活動
2	食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送
3	災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
4	その他災害応急対策上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

1	林野火災等における空中からの消火活動
2	被害状況調査及び情報収集活動
3	消防隊員、消防資器材等の搬送
4	その他火災防御上、特に、防災ヘリコプターによる活動が、特に、有効と認められる場合

3. 要請担当窓口

市長（本部長）がヘリコプターの出動が必要と判断したときには、統括部本部運営班は、次の窓口等に対してヘリコプターの派遣要請を行う。

(1) 県消防防災ヘリコプター（県防災航空隊）

連絡先	奈良県消防救急課防災航空隊		
住所	奈良市矢田原町2450		
電話番号	勤務時間内 0742-81-0399 勤務時間外 0742-22-1001（県庁夜間等代表電話） （保安員室が受信し、保安員室から消防救急課員に連絡する）		
FAX番号	0742-81-5119		
県防災行政無線 （地上系）	81-111-9029	県防災行政無線 （衛星系）	82-111-9029

(2) 警察保有ヘリコプター（県警察地域課）

連絡先	奈良県警察本部地域課
住所	奈良市登大路町80番地
電話番号	0742-23-0110（内線3572）

(3) 自衛隊保有ヘリコプター（航空自衛隊）

連絡先	航空自衛隊奈良基地司令
住所	奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校
電話番号	0742-33-3951（内線211）（夜間225）
FAX番号	0742-33-3951（交換切替、内線403） ※注（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切り替えを依頼した後、FAXボタンを押す）

4. 派遣要請

統括部本部運営班はヘリコプターの派遣要請にあたり、次の事項について可能な限り状況を調査し、緊急を要する場合については電話で要請する。（文書による手続きが必要な場合は、防災ヘリコプター緊急運航要請書を、事後すみやかに提出する。）

(1) 要請事項

統括部本部運営班はヘリコプターの出動要請にあたり、次の事項について可能な限り状況を調査する。

1	災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
2	活動に必要な資機材等
3	ヘリポート及び給油等の支援体制
4	要請者、現場責任者及び連絡方法
5	資機材等の準備状況
6	気象状況
7	ヘリコプターの誘導方法
8	他のヘリコプターや航空機の活動状況
9	その他必要な事項

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

防災ヘリコプター等の緊急時における飛行場外離着陸場に下表の施設を指定している。

【 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場 】

番号	名称	所在地	座標	長さ（m）×幅（m）
1	大和高田市総合公園 多目的グラウンド	出325番地	北緯 34° 29′ 32″ 東経 135° 44′ 54″	109×100 （防災対応）

5. 緊急ヘリポートの整備

(1) 災害活動用緊急ヘリポートの確保

統括部本部運営班は、次の施設を災害活動用緊急飛行場外離着陸場として確保し、緊急ヘリポートを示す表示板や夜間誘導灯火、航空無線施設等の支援の整備に努める。

【 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場 】

場 所	所在地	面 積	庁舎との 距離	ヘリ利用可能状況		
				OH-6 離着陸	HU-1B	
					離着陸	消火剤吊上
奈良県大和高田第二健民運動場	野口	10,300 m ²	1,700m	◎ 1	×	×
市民運動場	材木町	20,900 m ²	1,900m	◎ 2	×	×

※ OH6 は小型、UH1 は中型をいい、◎は適地、×は不適地を示す。また、◎の数字は離発着が可能な機数を示す。

(2) ヘリポートの管理

統括部本部運営班は、指定されたヘリポートのうち、市が管理する施設について、平常時から施設管理者と連絡を取り、現状の把握を努めると共に、常に使用できるよう配慮する。

第3節 自衛隊への災害派遣要請

災害に際して人命または財産保護を図るため、必要があると認める場合は災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊の派遣を知事に依頼し協力を得るものとする。また、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により、市長は知事に対して自衛隊の派遣を依頼できない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。なお、市長はこの通知をしたときはすみやかにその旨を知事に通知するものとする。

第1 災害派遣依頼の基準

市長が、自衛隊の派遣依頼を決定したときは、県知事に対し次の事項を明記した文書をもって依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電信電話等により行い、事後すみやかに所定の手続きを行うものとする。

1. 派遣要請依頼書

派遣要請依頼書は資料編様式集の通りとする。

➤ 参照資料編 様式9. 自衛隊派遣要請書

2. 通知先

災害対策基本法第68条の2第2項の規定による場合の通知先は次の通りとする。

(1) 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1
 NTT電話(0774)44-0001
 通信相手 第4施設団本部 第3科 総括班（内線236 235 237）
 夜間通信相手 第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線223）
 NTTFAX 0774-44-0001（交換切替 内線233）
 県防災無線（衛星系）571-11

(2) 航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校
 NTT電話 0742-33-3951（内線211）

第2 派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定したときは、隊員の到着前に、到着と同時に活動が開始できるよう次の事項について準備しておくものとする。

1	作業に必要な人員及び資器材の確保
2	部隊との連絡責任者、連絡方法及び場所
3	宿泊所の設定
4	ヘリポートの設置

第3 部隊活動状況の報告

派遣部隊の活動が地域の災害応急対策と連携できるように、活動の内容を県災害対策本部調整班に伝達し、情報の共有を図る。

第4 自衛隊の受入場所等

主として、学校講堂、体育館を予定し、ヘリコプターのヘリポートは次の通りとする。

【 災害活動用ヘリポート 】

場 所	所在地	面 積	庁舎との距離	ヘリ利用可能状況		
				0H－6 離着陸	HU－1B	
					離着陸	消火剤吊上
総合公園多目的グラウンド	出	10,900 m ²	2,700m	機 ◎ 5	機 ◎ 3	機 ◎ 3
奈良県大和高田 第二健民運動場	野 口	10,300 m ²	1,700m	◎ 1	×	×
市民運動場	材木町	20,900 m ²	1,900m	◎ 2	×	×

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は撤収要請を行う場合は、各関係機関の長及び災害派遣部隊の長、並びに自衛隊連絡班と緊急に調整し、県に対し文書をもって撤収の要請を行う。

➤ 参照資料編 様式10. 自衛隊派遣部隊の撤収要請書

第6 自衛隊の救援業務

震災により甚大な被害が発生した場合、応援協定を締結している近隣市町村はもとより県外へも応援要請をすることが予測されるが、阪神・淡路大震災の例によると、倒壊家屋や断層の亀裂により道路が寸断され、応援団体の受入れができなくなっている。

そのため、人命救助を最優先とした初動体制により災害応援活動を実施するため、派遣自衛隊救援業務は次の通りとする。

1	避難の誘導
2	水防活動
3	消防活動
4	道路または水路の警戒
5	応急医療、救護、防疫
6	人員及び物資の緊急輸送
7	炊飯及び給水
8	救援物資の無償貸与または譲与
9	危険物の保安及び除去等

第4節 労務計画

災害時において災害応急対策を実施するに所要の要員で、十分にその効果をあげることが困難である場合、民間団体の動員、及び労働者を確保する等労務供給に関して万全を図る。

第1 民間団体の種別、可動人員、作業内容等

災害対策時において活動人員の確保を図るため、民間団体の種別、可動人員、作業内容等について、あらかじめ以下の団体と協定しておくものとする。

1	大和高田市地域婦人会連絡協議会
2	日赤大和高田市地区奉仕団

第2 労働者による労働供給の範囲

応急救助のための労働供給の範囲は災害救助法に基づいて次に掲げる場合とする。

1	被災者の避難
2	医療及び助産における移送
3	被災者の救出
4	飲料水の供給
5	救助物資の整理、配分及び輸送
6	死体の搜索
7	死体の処理

第3 労働者供給の方法

災害時において増大する災害応急対策に対応するため、下記の通り、労働者の確保を図るものとする。

1	梅雨期及び台風等の災害発生のおそれのある時期前に、公共職業安定所等に対して労働者の確保を要請するものである。
2	災害時における応急対策等に要員が不足するときは、公共職業安定所等に対して文書または電話をもって斡旋の要請をするものとする。
3	緊急を必要とする場合においては、大和高田市公共職業安定所長に対し、文書または電話をもって申し込み、労働者の確保に努めるものとする。 ＜大和高田市公共職業安定所 大和高田市池田 574－6 電話 52-5801＞
4	輸送計画に基づく徴用車両について輸送業者との協定時に運転者及び必要人員も併せて派遣を要請できるよう措置しておくものとする。

第4 労働者の賃金

応急対策時に従事するために雇用をした労働者に対する賃金は、最低賃金及び災害救助法の規定に基づき定めるものとする。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第5 労働者の労働時間

応急救助のための労働者の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第5節 災害救助法等の適用

第1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年10月30日政令第225号）第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めるときは、市町村単位に適用地域が指定される。

1	80世帯以上の住家が滅失したとき。
2	県全体において1,500世帯以上の住家が滅失した場合は、40世帯以上の住家が滅失したとき。
3	家の滅失世帯数が、1または2の基準に達しないが、県全体において7,000世帯以上の住家が滅失した場合で、本市において多数の住家が滅失し、被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
4	被害が、1～3の基準に達しないが、次の各号の一に該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めるとき。 ①. 被害地域が、他の集落から隔離または孤立している等、交通不便な地域であって、救助を要する状態にあるとき。 ②. 被害世帯が集落をなし、その地域が2市町村以上にまたがっている場合で、その合算した被災世帯数が、当該市町村の平均人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の1/2以上に達したとき。 ③. 当該被害前に1の基準に該当する被害を受け、それに対する救助がまだ完了していないとき。 ④. 時間的に同時または相接近して2の基準以上の災害が発生し、それぞれの被害世帯数は1の基準に達しないが、合算すればこれ以上になるとき。 ⑤. その他被害状況が前各号に準ずる場合で、救助を要する状態にあるとき。

第2 被災世帯の基準

1. 被害の認定基準

種 別	内 容
住 家	①. 現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない（たとえば、炊事場、浴場、便所などが別であったり、離れ座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合わせて1戸とする）。 ②. 社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない（たとえば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする）。
世 帯	①. 生計を1つにしている実際の生活単位をいう（したがって、同一家屋内の親

	子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする)。 ②. 主として学生等を宿泊させている下宿、寄宿舍、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものは、原則としてその下宿等全体を1世帯として取り扱う。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のために基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難な状況とする。 ①. 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。 ②. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度の状況とする。 ①. 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 ②. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
床上浸水	全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、または土砂、竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

- 注) 1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
2. 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何等かの変化を生じていることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

2. 住家の滅失等の算定方法

住家の滅失した世帯の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生計を1つにする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、床上浸水した世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

【 滅失世帯の算定基準 】

全壊(全焼・流失)世帯	1世帯＝	滅失世帯	1世帯
半壊(半焼)世帯	2世帯＝	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な世帯	3世帯＝	滅失世帯	1世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

第3 災害救助法の適用申請

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、または該当する見込みがある場合は、県に災害救助法の適用申請を行う。

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、市長はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後すみやかに知事に報告し指示を受ける。

1	避難所の設置
2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3	災害にかかった者の救出
4	埋葬
5	死体の搜索及び処理
6	応急仮設住宅の供与
7	被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
8	医療及び助産
9	災害にかかった住宅の応急修理
10	生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
11	学用品の給与
12	災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣が定める基準に従う。

ただし、救助の適切な実施が困難な場合、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第6 県の小災害に対する救助内規適用計画

災害救助法の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。

市は、県の「小災害に対する救助内規」に基づく事務分担により被災者に応急救助を実施する。

1. 実施担当者

県の「小災害に対する救助内規」適用手続及び救助実施状況の報告に係わる業務の実施は、統括部本部運営班とする。

2. 適用手続

被害が適用基準に該当した場合、市長（本部長）は直ちにその旨を県に報告するとともに、内規の適用を申請する。

3. 救助の内容

被災者に対し、衣服、寝具等を給与する。

4. 救助実施状況の報告等

本部長（市長）は、物資を受領したとき、県に受領書を提出するとともに、救助の実施を完了したとき、救助実施報告書及び救助物資配分表を提出するものとする。

第2章 情報収集・伝達体制

第1節 情報収集・伝達体制の確立

第1 通信手段の確保

災害の拡大防止及び災害の応急対策の適切な実施を期するため、市と防災関係機関との通信連絡施設の整備を図り、防災活動時の通信情報収集に対処する。

1. 国、県、関係機関への連絡

市と県、他市町村、消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。

(1) 県、消防庁への連絡先

奈良県防災統括室（災害対策本部総務情報班）への連絡先

代 表 電 話	0742-22-1101（内線 2288）
直 通 電 話	0742-27-8425（ダイヤルイン）
N T T F A X	0742-23-9244
奈良県防災行政無線	TN-111-9011
奈良県防災行政無線 F A X	TN-111-9210
夜間等代表電話	0742-22-1001
（保安員室が受信し、保安員室から防災統括室員に連絡する。）	
宿日直室	0742-27-8944

消防庁への連絡先（昼間：応急対策室、夜間：宿直室）

直通電話	03-5253-7527（昼間）
	03-5253-7777（夜間等）
N T T F A X	03-5253-7537（昼間）
	03-5253-7553（夜間等）
奈良県防災行政無線	*1-048-500-90-49013（昼間）
（衛星回線）	*1-048-500-90-49102（夜間等）
奈良県防災行政無線 F A X	*1-048-500-90-49033（昼間）
（衛星回線）	*1-048-500-90-49036（夜間等）

（注）*1は衛星回線選択番号

(2) 非常通信経路

市町村	市役場から (km)	非常通信経路
大和高田市	0	大和高田市役所 ――― 県 庁 (危機管理課) [地星] (防災統括室)
	0	大和高田市役所 ――― 県 庁 (危機管理課) [衛星携帯] (防災統括室)
	0	奈良県広域消防組合 ―― 奈良県広域消防組合 ―― 県 庁 高田消防署 [消] 本部(通信指令センター) [県] (防災統括室)
	2.0	高田警察署 ――― 県 警 本 部 ・ ・ ・ ・ ・ 県 庁 (地域課) [警] (通信指令課) (防災統括室)
	2.0	近鉄大和高田駅 ///// 近鉄奈良駅 ・ ・ ・ ・ ・ 県 庁 [近] (防災統括室)
	2.0	関西電力 ///// 関西電力奈良支社 ――― 県 庁 [関] [県] (防災統括室)

(凡例) ―― 無線区間 \\\\\ 有線区間 // 有線無線混用区間 ・ ・ ・ ・ 使送区間

2. 防災行政無線等による情報収集伝達

防災行政無線装置により、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）受信情報（緊急地震速報等）の緊急情報を屋外拡声機より市民へいち早く情報を自動伝達する。また、防災行政無線装置と携帯型無線機とを活用し、災害情報収集、伝達に努めるものとする。

有線通信施設不通等において、消防無線通信施設のみでは連絡に支障が生ずる恐れがあるため、市内無線施設事業所等に協力を要請するものとする。

3. 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等は西日本電信電話(株)と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

第2 避難所との通信

1. 通信手段

一般公衆回線（N T T回線）が使用できない場合の連絡体制は、災害対策本部から県立高校を除く避難所には専用回線を利用して、避難所開設時に電話連絡やファックス通信を確保していく。県立高校や専用回線が切断された避難所には防災無線により通信の確保を行うものとする。

2. 通信の責任者

被害状況等の被害情報の収集・伝達は、各自主防災組織の長が、避難所に避難した場合は、避難所から災害対策本部へ連絡する。また、避難所へ避難していないが、被害が発生している場合は、自主防災組織の長が被害状況を取りまとめて、最寄りの避難所から災害対策本部へ被害状況を報告する。

震度7の被害を想定した場合、被害は全市に及ぶことが予想され、市職員が直ちに被害調査を実施することは不可能であるので、前記の通り、各自主防災組織の長の責任において、災害対策本部へ連絡する体制をとるものとする。

第2節 災害発生情報の収集・伝達

市は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市は把握した情報をすみやかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあればすみやかに自らの把握している災害情報を報告する。

第1 気象情報等の伝達

1. 気象予警報等の種別

防災と関係のある予警報の種別は次の区分に従って取り扱うものとする。

注 意 報	気象現象等によって市域に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表されるもの。
警 報	気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を喚起するために発表されるもの。
特 別 警 報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛けるために発表されるもの。

（1）気象予警報等の発表基準

奈良地方気象台において発表される気象情報（注意報、警報）の種別及びその基準は次表の通りである。

【 大和高田市の気象警報等発表基準 】

種	類	発 表 基 準
注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪による災害が予想される場合。雪を伴い、平均風速が毎秒 12～20 メートル未満と予想される場合。
	強 風 注 意 報	強風による災害が予想される場合。平均風速が毎秒 12～20 メートル未満と予想される場合。
	大 雨 注 意 報	大雨による災害が予想される場合。具体的には次の基準に到達する事が予想される場合に行う。 雨量基準 大和高田市の場合 1 時間降水量が 25mm 土壌雨量指数基準 大和高田市の場合 92 ※ 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害の危険性を示す指標で土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
	大 雪 注 意 報	大雪による災害が予想される場合。24 時間の降雪の深さが平地で 5～20cm 未満、山地で 10～30cm 未満と予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。最小湿度が 40%以下、かつ実効湿度が 65%以下になると予想される場合。
	濃 霧 注 意 報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合、視程が 100 メートル以下になると予想される場合。
	霜 注 意 報	4 月以降の晩霜によって、農作物等に被害が予想される場合。
	な だ れ	なだれが発生して災害があると予想される場合。積雪の深さが 50cm 以上であ

種 類		発 表 基 準		
	注 意 報	り、最高気温が 10℃以上またはかなりの降雨があると予想される場合。		
	低 温 注 意 報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。最低気温が－5℃以下になると予想される場合。		
	着 雪 氷 注 意 報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。 24 時間降雪の深さが平地で 20cm 以上かつ、気温が－ 2℃から＋ 2℃の範囲であると予想される場合。		
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨等の現象により河川が増水し、洪水により罹災害が起こるおそれがあると予想される場合 雨量基準 大和高田市の場合 1 時間降水量が 25mm 流域雨量指数基準 大和高田市の場合 6～13 ※ 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる区域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数		
警 報	象 象 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が毎秒 20 メートル以上と予想される場合に行う。	
		暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴い、平均風速が毎秒 20 メートル以上と予想される場合。	
		大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準 大和高田市の場合 1 時間降水量が 40mm 土壌雨量指数基準 大和高田市の場合 115	
		大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24 時間の降雪の深さが北部の平地で 20cm 以上、山地で 30cm 以上、南部で 40cm 以上になると予想される場合。	
		※地面現象 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		※浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	洪 水 警 報	大雨、長雨等の現象により河川が増水し、洪水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準 大和高田市の場合 1 時間降水量が 40mm 流域雨量指数基準 大和高田市の場合 7～13		
気 象 情 報		台風、大雨その他の気象現象について、24 時間から 2～3 日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。		
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報		1 時間降水量が 100mm 以上を観測または、解析した場合		
(注) 1. 発表基準値は奈良県で発生した災害と気象条件との関係を調査して定めたものである。 2. ※印を付した注意報及び警報は、標題を用いず気象注意報または気象警報に含めて行う。 3. 注意報・警報の本文の内容はできる限り簡略化し、可能な場合は注意警戒文のみとする。 4. 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除するまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表された時は、これまで継続中の注意報、警報は同時に切り替えられて新たな注意報、警報が発表されたものとする。 5. 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害・浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は、「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は、「大雨警報（土砂災害の基準を示している）。 6. 土壌雨量指数基準値は 1 km四方毎に設定している。				

【 特別警報 】

種 類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に行う。 大和高田市で、48 時間降水量が 291mm 以上、3 時間降水量が 123mm 以上または土壌雨量指数が 202 以上と予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に行う。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に行う。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に行う。 奈良県では 18cm(参考値)以上。
(注) 1. 雨を要因とする特別警報の指標は以下の①. または②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合。 ①. 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値となった 5km 格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現 ②. 3 時間降水量及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値以上となった 5km 格子がともに府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント） 2. 台風等を要因とする特別警報の指標は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hpa または最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。 3. 雪を要因とする特別警報の指標は、府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合。	

2. 水防警報等

水防活動に必要な事項についての水防情報（注意報、警報）は県の水防本部長が発令する情報によるものとする。

なお、その種別及び基準は次表の通りである。

【 知事の発する水防警報（水防警報の基準） 】

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第 1 段階	待 機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予報の内容、または上流の降雨状況により行う。
第 2 段階	準 備	水防資機材の点検、排水門、取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、または重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第 3 段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水（警戒水位）を超えたとき、または事態が切迫したときに出す。
第 4 段階	解 除	水防活動終了の通知。
適 宜	水 位	上流の雨量・水位・流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（ただし待機、準備の 2 段階は省略することができる。）

3. 火災警報

県から火災気象通報を受けたとき、または、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防法第22条第3項の規定によって、奈良県広域消防組合管理者が必要であると認めるときは、火災警報を発令する。

なお、火災気象情報の基準は次の通りとする。

実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みの時。
ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第2 予警報等の伝達組織

奈良地方気象台等が定める「第1の1. 予警報等」、県が定める「第1の2. 水防警報等」、及び奈良県広域消防組合管理者が定める「第1の3. 火災警報」を発令または解除した場合、必要に応じて周知を行う。

1. 勤務時間内における伝達

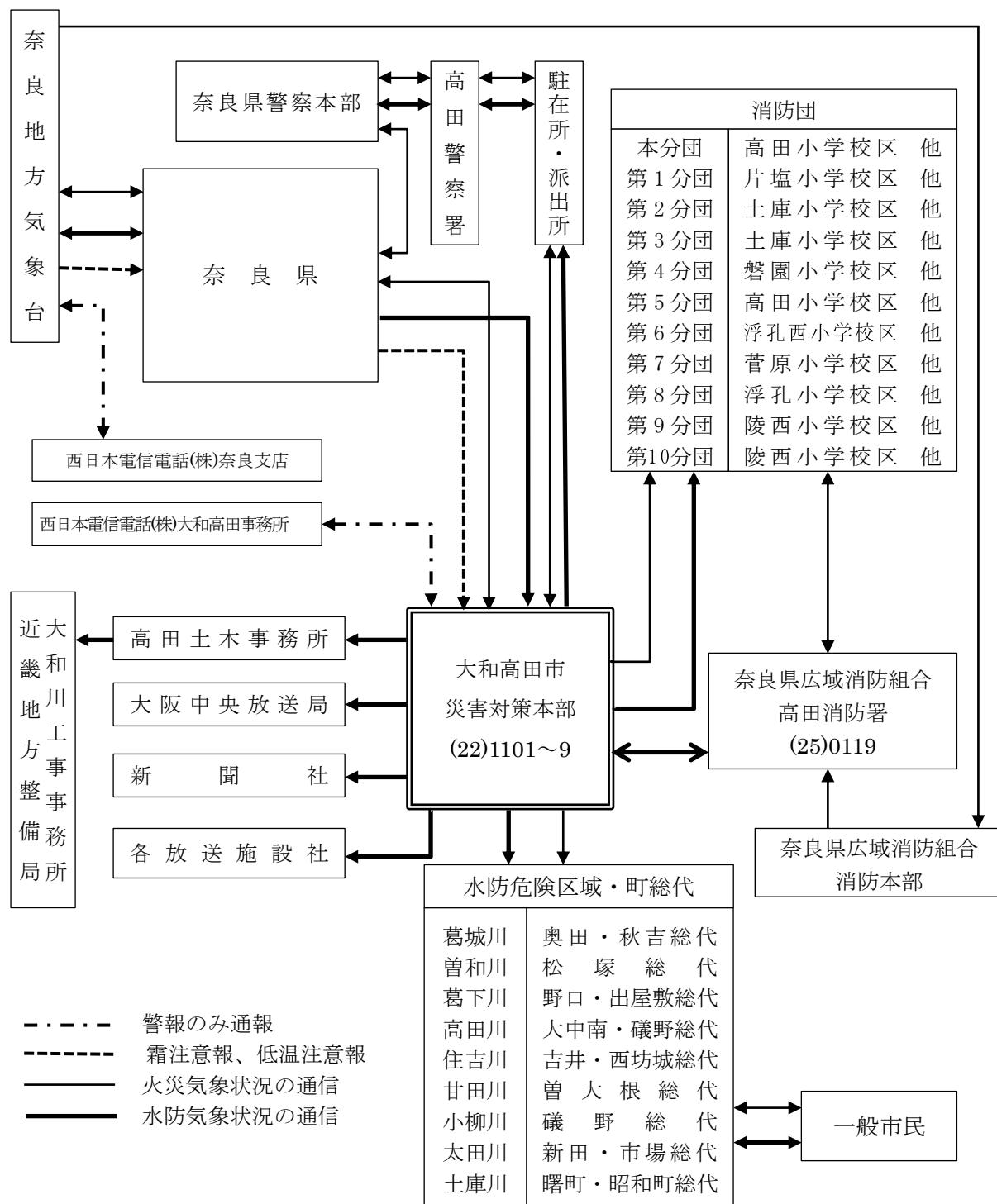
勤務時間内において県及び気象台から予・警報等の連絡があった場合は、関係部署と情報共有を行うものとする。

2. 勤務時間外における伝達

勤務時間外において県及び気象台から予・警報等の連絡があった場合は、危機管理課は気象の状況を踏まえて、関係部署への連絡等の必要な情報伝達の措置を講じる。

また、霜及び低温注意報については商工振興課に、光化学スモッグ注意報については健康増進課及び保育幼稚園課並びに学校教育課に連絡するものとする。

【 予・警報等の伝達組織表 】



3. 連絡先

➤ 参照資料編	資料3. 市内各学校一覧表
	資料4. 市内各保育所一覧表
	資料10. 予・警報等の伝達組織電話番号表
	資料16. 水防危険区域伝達表（水防危険区域町総代）
	資料24. 消防分団区域図

第3節 被害情報の収集

第1 災害情報及び被害報告の収集

1. 早期災害情報の収集

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難動告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、発災後1時間を目途に早期災害情報を収集・整理し、統括部情報班に報告する。

2. 災害情報及び災害報告の収集

1	各部門別の被害状況は、それぞれの所管事項に関し各主務班において、自治会その他関係機関の協力を得て、適宜の方法により調査するものとする。
2	各班は自班に直接関係のない被害であっても、緊急の報告を受けたときは、これを聴取し、事後すみやかに主務班長に伝達するものとする。
3	主務班長は、それぞれ主管事項に関し、掌握した被害状況を統括部情報班に通知しなければならない。
4	統括部情報班長は、各班長から上記3による通知を受けたときは、これを検討の上、統括部本部運営班長を通じ会議に提出するものとする。
5	被害状況を迅速かつ専門的に把握するため必要があると認められるときは統括部本部運営班の他、関係班で被害調査を行うものとする。

3. 異常現象発見者の通報

（1）発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市または警察官に通報する。

（2）市及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市に通報する。異常現象の通報を受けた市は、すみやかに県防災統括室に通報するとともに、災害対策基本法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報する。

第4節 災害・被害情報の伝達・報告

第1 県防災統括室への報告

1. 報告義務

災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第40条の規定に基づき、市長は必要な報告を知事（県防災統括室）に行うものとする。

2. 報告すべき災害

報告すべき災害は、次の基準に該当するものとする。

1	災害救助法の適用基準または小災害に対する救助内規の適用基準に合致するもの。
2	市町村が災害対策本部を設置したもの。
3	災害が2市町村にまたがるもので、一の市町村における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
4	災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
5	災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
6	地震が発生し、県の区域内で震度4以上を記録したもの。
7	その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。 ①. 崖崩れ、地すべり等により、人的被害または住家被害が生じた場合 ②. 河川、ため池の破堤により、人的被害または住家被害が生じた場合

第2 報告の種類及び基準

火災・災害等の即報にあたっては、次の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

1. 火災等即報

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

➤ 参照資料編 様式2. 火災等即報

2. 救急・救助事故等即報

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。

➤ 参照資料編 様式3. 救急・救助事故等即報

3. 災害情報

災害即報	災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災または事故については、「火災等即報」、「救急・救助事故等即報」を省略することができる
被害状況即報告	本庁各班は、災害の発生のおそれがあるとき、または災害が発生したときは、直ちに管内の被害状況等及び応急措置の実施状況を取りまとめ、所定の様式及び経路により報告するものとする。
被害確定報告	応急対策終了後、14日以内に報告する。
災害年報	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況を、翌年3月10日までに報告する。

第3 被害状況調査等の措置

1	被害状況の調査は、市が関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得て実施する。
2	災害状況により現地の実情を把握するため、市と消防団、自主防災組織が連携して被害状況を調査する。
3	災害が甚大のため、市において調査が不可能なとき、または調査に専門的な技術を必要とするときは、関係機関に応援を求めて実施する。
4	被害状況の調査については、各関係機関と密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する。

第4 市事業担当課等から県事業担当課への報告

被害状況等の報告系統は次の通りとする。

公有財産被害状況報告	統括部庶務班 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関
教育関係被害状況報告	教育部施設管理班 ⇒ 教育部 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関
社会教育関係、保健体育関係、文化財被害状況報告	教育部教育施設班 ⇒ 教育部 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関
保育施設等関係被害状況報告	救済部保育所班 ⇒ 救済部 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関
上下水道関係被害状況報告	上下水道部業務班 ⇒ 上下水道部 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関
医療関係被害状況報告	医療救護部医事班 ⇒ 医療救護部 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関、医師会等
農地、農業、商工関係被害状況報告	生活基盤部被害調査班・統括部産業推進班 ⇒ 生活基盤部・統括部 ⇒ 関係部課／関係機関
人、住家、道路、河川等被害状況報告	生活基盤部被害調査班 ⇒ 生活基盤部 ⇒ 統括部 ⇒ 関係部課／関係機関

第5節 市民への広報

災害時においては、被災した市民が大きな不安を抱えているため、正確な情報を提供することで不安の軽減が図られる。また、市民の協力を得て迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにも、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 広報活動

広報活動は次の要領により実施するものとする。

1. 市民に対する周知方法

統括部情報班	広報車による巡回放送、防災行政無線（MCA同報無線）、緊急速報「エリアメール」の配信、大和高田市ニュースレターによるFAX通信（同時一斉ファックス）及びホームページによる周知
警察署	派出所、駐在所を通じ伝達
消防団	各分団消防車による口頭伝達
関係各町総代	一般家庭に口頭伝達
放送局通信部	テレビ放送、ラジオ放送
各新聞社	特報掲示
その他	インターネット、有線放送等あらゆる広報施設を通じ、積極的に広報活動を行う

▶ 参照資料編 資料8. 市内有線放送施設表

第2 通信方法

1	緊急を要する通信は一般電話の非常取扱いとする。（この場合「非常通話」と申し込むこと）
2	近距離連絡は、自動車、自動二輪車、自転車を利用する伝達者を配備しておく。
3	警察電話、警察無線、鉄道電話、消防無線、水道事業用無線

鉄道電報、電話の利用については次によるものとする。

1	鉄道電報、鉄道電話を使用するときは、JRの通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を得るものとする。 ・使用の理由 ・通信の内容 ・発信者及び受信者
2	JRの通信設備を利用するときは、受発信者とも通信設備設置箇所に出向するものとする。
3	JR通信設備設置箇所のうち使用するのは原則として、最寄りの駅の駅長事務室とする。
4	市長は予め通信施設の責任者とその使用について協議しておくものとする。

第3 地震時における広報活動

1. 広報する事項

広報は、各種情報をいち早く市民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防止する意味でも重要な事項であり、次の様な事項について被災者のニーズを把握して適正に広報する。

1	余震や二次被害に関する注意
2	ガス等の使用注意
3	救護所や医療機関の状況
4	避難勧告または指示
5	避難所の開設状況
6	公共施設の被害及び復旧状況
7	交通関係機関の被害及び復旧状況
8	ライフライン施設の被害及び復旧状況
9	食料及び飲料水等の供給状況

2. 広報の方法

広報の方法は、広報車による巡回及び広報誌の発行等により行う。

しかし、通常の情報活動ができるまでは、災害対策本部から避難所に災害関係等の情報を、ファックスを利用して伝達し、これを各避難所の広報板に張り出すことにより、避難所市民はもとより、近隣の市民への周知を図る。

身体的障害等により、避難所に行けない避難行動要支援者については、平素より支援者を決めておき、情報伝達の徹底を図る。

第6節 報道機関への情報提供

第1 災害情報の報道の依頼

各部からの災害情報の報道は、統括部情報班でとりまとめ、広報担当者が報道機関へ依頼する。

テレビ、ラジオ等については、県を通じて、NHK奈良放送局、奈良テレビ等の在阪テレビ局各社、在阪ラジオ各社等に対し放送要請する。ケーブルテレビ、コミュニティFM局等の地域メディアへの放送要請も併せて実施する。

第2 報道機関への災害情報の提供

1. 報道機関への要請

災害対策本部は、統括部情報班広報担当者を窓口として報道機関に対して災害に関する情報を発表する。広報担当者は、必要に応じて災害時報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道機関に対し、テレビ・ラジオ等を通じた広報を要請する。

2. 報道・記者発表

広報担当者は、報道・記者会見場を設置し、会見を定時に開いて、本部長より必要な情報を報道機関に発表する。

3. 広報・発表内容

広報・発表内容は本部会議へ諮ることとする。

なお、個人情報については、「大和高田市個人情報保護条例（平成13年6月21日条例第27号）」の規定により、十分な配慮を行うものとする。

4. 報道・記者会見場（大規模災害発生時等の場合）

大規模災害時等、報道関係者が多数来庁する場合に備え、報道・記者会見場を適宜設置する。

第7節 市民からの広聴

第1 市民相談・問合せ窓口の設置

統括部庶務班は災害時における市民の不安の軽減を図るため、市民からの寄せられる多種多様な相談や問合せに対応する窓口等を設置する。また、想定される相談内容をもとに、統一的な回答を行うため、質疑応答マニュアルの作成などを行う。

【 相談・問合せ窓口 】

1	総合庁内案内
2	総合相談窓口
3	総合電話受付
4	避難所等での巡回相談窓口
5	専門相談窓口

【 想定される相談内容 】

1	安否確認及び搜索依頼
2	食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
3	罹災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書発行受付等）
4	環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等）
5	住宅に関する事項（応急修理、仮設住宅、片付けを行う災害ボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等）
6	生活安定に関する事項（災害見舞金、義援金支給の申し込み、税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等）
7	健康相談、災害時要配慮者及び児童・生徒への支援
8	外国籍住民への情報提供
9	職業の斡旋 等

第2 安否確認情報の収集・提供

市は、警察・消防・医療機関等の各種防災関係機関の協力を得て、被災者の安否に関する情報を、極力収集・整理する。

また、安否確認などの個人情報の提供については、災害の状況、被災者及びその関係者の状況、情報請求者の情報利用目的等を鑑み、併せて大和高田市個人情報保護条例や関係法令に基づき、関係機関との協議により適切に実施する。

第3 広報内容の検討

市民が必要としている情報を提供するため、統括部情報班広報担当者は、市民から受けた要望等を分析し、広報内容の検討を行う。

第4 市民からの要望等の処理

寄せられた要望等については、各部・関係機関と連絡調整し処理するものとし、併せて復旧・復興計画に反映させる。

【 要望処理上の留意点 】

1	問い合わせ内容に対する回答結果を、統一的な文書として作成し、掲示または班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
2	問い合わせ内容・件数を記録し、必要に応じて、翌日以降の広報内容に反映させる。
3	要望、苦情等については、すみやかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努める。
4	処理方法の統一化を図るため、聴取用紙等を準備する。

第3章 命を守るための行動

第1節 避難行動計画

災害が発生した区域または発生するおそれがある場合における危険区域の市民を安全場所に避難させる等、事態に即応して迅速かつ的確な措置を講じ市民の生命、身体を災害から保護するものとする。

しかし、激震により甚大な被害が発生し、市職員による避難誘導ができない場合は、自治会の自主防災組織により自主的に、あらかじめ指定された指定緊急避難場所または指定避難所に避難するものとする。

第1 避難勧告等の発令

1. 実施責任者

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令は、市長が行う（災害対策基本法第60条・水防法29条）。但し、避難指示（緊急）をするいとまがないときまたは要求があったときは警察官（災害対策基本法第61条・警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律第136号）第4条）が行う。

2. 避難の勧告等の伝達

市長は、積極的な災害情報の収集に努め、地震による二次災害の恐れがある場合や、気象情報、河川水位情報等を基に、予め作成した発令基準を参考に総合的な判断をし、避難勧告等を発令する。

その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

（1）避難の勧告等の内容

市民等に伝達する事項または避難上の注意事項はおおむね次の通りとする。

1	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の理由
2	避難対象地域
3	避難所あるいは施設
4	避難経路
5	避難後の戸締り、携帯品、服装、その他必要事項

（2）避難勧告等の伝達

1	本計画による防災信号の他、防災行政無線（MC A同報無線）、緊急速報「エリアメール」の配信及び広報車・口頭伝達、その他広報設備をもって迅速に行うものとする。
2	伝達の際は避難行動要支援者等を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。
3	避難勧告等の伝達においては、事前に準備した例文を活用し、その意味を伝えるなど、市民等の立場に立った情報提供に努める。

（３）屋内での待避等の安全確保措置

夜間や気象状況を鑑み、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

３．避難勧告等の発令判断基準

避難勧告等の発令は、原則は次の表の通りとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部でどのような状況になっているのか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等広域的な状況把握に努めると共に、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

（１）河川はん濫に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	各河川沿岸地区
避難準備・ 高齢者等避難開始	・水防警報の通知を受けた時で大雨洪水に関する警報が発令されたとき ・市域の主な河川で避難判断水位に達したとき
避難勧告	・市域の主な河川で氾濫危険水位に達したとき ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認したとき
避難指示（緊急）	・破堤を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤体本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

（２）内水はん濫に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	市 街 地
避難準備・ 高齢者等避難開始	・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生したとき
避難勧告	・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき ・市域の主な河川で、排水する内水排水ポンプ運転停止水位に達することが見込まれるとき
避難指示（緊急）	・近隣の地区で床上浸水が発生したとき ・市域の主な河川で、排水する内水排水ポンプ運転停止したとき

（３）地震に関する避難勧告等発令の判断基準

対象地区	市 街 地
避難勧告	・当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
避難指示（緊急）	・状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、または現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合

4. 報告等

1	統括部本部運営班は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令し、または屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、関係班・関係機関に連絡するとともに、すみやかに県知事に対し、下記の事項について報告する。なお、自主避難の場合も、県知事に報告する。	
	①	避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、屋内での待避等の安全確保措置の種類
	②	発令時刻
	③	対象地域
	④	対象世帯数及び人員
	⑤	その他必要事項
2	避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、すみやかにその旨を知事に報告する。	
3	県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。	

第2 避難者の誘導及び収容等

1. 避難者の誘導

1	避難者の誘導は主として救援部衛生班及び救護班が行うものとし、必要により警察官の誘導及び生活基盤部被害調査班の協力を求めることができる。
2	避難、収容の順位は高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先的に行うものとする。

2. 警察官の行う避難

1	警察官は災害対策基本法第 61 条または警察官職務執行法第 4 条により避難の指示または警告するものとし、この場合本計画に定めるところにより行うものとする。
2	警察官は前記避難の指示または警告したときは直ちに、その旨を市長に報告するものとする。
3	市民の避難した地域に対して警ら、検問所等の設置を行い、財産の保護、その他犯罪の予防につとめるものとする。

3. 消防署長の行う避難

1	消防署長は非常災害時において緊急の必要があるときは、臨時に避難の措置を行うものとする。この場合においては、実施後遅滞なく市長に報告しなければならない。
2	消防署長が臨時に避難の措置を行う場合は本計画により行うものとする。

4. 市民に望まれる避難行動

1	防災気象情報等の情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
2	避難所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

3	豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
4	夜間や豪雨により外部へ避難することがかえって危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
5	避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
6	浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

5. 帰宅困難者対策計画

災害発生直後に、一斉に帰宅行動を行った場合、二次災害を誘発したり、救援救助の妨げとなったりする等被害を拡大させる恐れがある。このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者へのすみやかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

（１）一斉帰宅抑制の呼びかけ

市は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

（２）企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内または安全な場所に待機させる。

（３）集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

（４）一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

（５）帰宅困難者への情報提供

市は、帰宅困難者に対し、災害に関する情報、地域の被害情報、災害時一時滞在施設の開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

また、一時退避後に徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時一時滞在施設に関する情報などを提供する。

第3 警戒区域の設定

1. 実施機関

警戒区域の設定権者は次の通りである。

災害の種類	内 容 (要件)	設定権者	根拠法規
災 害 全 般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合、人の生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定する。	市長	災害対策基本法第63条第1項
	市が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部または一部を代行する。	知事	災害対策基本法第73条
	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	警察官	災害対策基本法第63条第2項
	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害対策基本法第63条第3項
災 害 全 般 (水災を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員または消防団員	消防法第28条、第36条
火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがある場合、火災警戒区域を設定する。	消防長または消防署長	消防法第23条の2
	消防長若しくは消防署長またはその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、または消防長若しくは消防署長から要求があった場合、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	水防法第21条

2. 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、市民生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。

そこで、市長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、市民、専門家等と協議し、関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。また、市と警察が連携して市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

（２）周知

避難の勧告、指示などと同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、警戒区域内に市民が立ち入らないようにする。

（３）警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合は、行政機関や復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者に対しては、市長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、市民には、警察、消防、市職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、慎重に検討する必要がある。その基準は、市民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、安全を第一に考えて基準を設定する。

（４）警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、解除した後の監視体制や、避難指示・勧告の継続についても慎重に検討したうえで決定する。

第2節 救急・救助活動

救急・救助活動は、奈良県広域消防組合高田消防署が主体となって対応するが、災害時には、多数の負傷者が発生することが予想され、奈良県広域消防組合高田消防署だけで、救急・救助活動を実施することは困難になるため、市、消防団など地域が連携して救急・救助活動の円滑化を行う必要がある。

そのため、市、消防団、自主防災組織などは、消防をはじめ、防災県警機関と連携して、救急・救助活動を行う。

第1 救急活動

1	市民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
2	市は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、避難所となる市内8小学校に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
3	市は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
4	大和高田市立病院は、「中和保健医療圏」の防災拠点病院として、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を発揮し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応、災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣等を行う。
5	市は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには関係機関に要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第2 救助活動

1	自主防災組織等は、市民と協力して救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
2	市は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
3	市は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第3 各関係機関の相互協力

市及び消防など防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供し、効率的に作業分担をするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

消防機関及び県警察は、消防組織法第42条で相互協力を行う。また、消防機関及び自衛隊は、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力を行う。

第3節 消防団活動計画

消火活動は、奈良県広域消防組合高田消防署が主体となって対応するが、災害時には、同時多数的に火災が発生することが予想され、奈良県広域消防組合高田消防署だけで、十分な消火活動を実施することは困難になる。そのため、市、消防団など地域が奈良県広域消防組合高田消防署の活動と連携・支援することで迅速かつ円滑な消防活動を行う。

消防団は、市の管轄下において奈良県広域消防組合高田消防署と連携し、全機能をあげて早期に活動体制を確立し、有効な火災防御を実施するものとする。

第1 非常配備体制の発令

災害発生時の消防団配備体制は、自動的に非常配備体制とする。

第2 警防活動体制の確立

非常配備体制と同時に、直ちにこの計画に定めるところにより防災業務を行うものとする。

1. 消防団部の設置

大和高田市災害対策本部が設置された場合、消防団部を設置し、消防団長が消防団部長となり、防災活動全般の統括指揮にあたる。

2. 活動の主眼

消防団は、管轄区域の自主防災組織等と協力して、自営自守することを活動の主眼とする。

3. 消防団員の召集及び参集

1	召集は、消防団部長の事前命令として、自動的に発令する。
2	消防団員は、前項の団員召集の発令があったと見なされる災害を覚知したときは、すみやかに所属の消防分団車庫器具置場に参集し、器具置場及び消防車等の安全確保に努めるものとする。

第3 警防活動要領

1. 各分団の活動

(1) 出火防止の広報と消火活動

拡声器、メガホン等を利用して火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、機を失することなく市民の協力を求め、消火活動を行うものとする。

(2) 人命救助

家屋倒壊等による人命救助事象を発見したときは、付近の市民の協力を求め、救出活動を行い、傷病者等発生した場合は、市民等の協力を要請して、最寄りの医療機関へ搬送するとともに、その状況を消防団部長へ報告するものとする。

（３） 消防署隊への協力

災害現場活動は、奈良県広域域消防組合消防署隊と相互に協力して防御活動を行い、消防署隊が作戦上転戦命令により転戦する場合は、災害現場における事後処理を行うものとする。

（４） 管轄区域外の防御活動

消防団部長の命令を受けたときは、管轄区域外に出動し、災害防御活動にあたるものとする。

（５） 避難活動

避難勧告の指示があった場合は、避難方向、避難場所等を市民に周知徹底するとともに安全な避難誘導にあたるものとする。

２．分団連絡員

分団長は、連絡員を定め、奈良県広域消防組合高田消防署、消防団部及び分団との連絡に当たらせるものとする。

３．応急活動等の報告並びに記録

分団長は、分団区域内の被害の概要を消防団部長に速報するとともに、分団の活動状況等について重要事項を記録し、事後文書により消防団部長に報告するものとする。

第4節 水防活動

第1 水防組織

1. 水防本部の設置

水防管理者である水防本部長は、気象状況の情報を受け、洪水等による被害が予測され、水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部の警戒態勢及び本部体制が立ち上がった場合は、水防本部と兼ねて対応にあたるものとし、水防本部は設置しないものとする。

2. 水防本部体制

本市の水防本部の機構は、概ね次の通りとする。

必要により防災計画に定めるその他の部員をもって全部または一部を必要な部署にあてるものとする。

水 防 本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
指 揮 監	環境建設部長
本 部 員	土木管理課員 消防団長 (必要に応じて、環境建設部各課員)

3. 指揮者

水防本部長には市長がこれにあたり、直接現場指揮する他、消防機関の指揮は消防署長並びに消防団長がこれを行うものとする。

第2 水防巡視と警戒

1. 平時の巡視

市長は、随時区域内の河川堤防等を係員に巡視させ、水防上危険箇所の発見に努める。水防団体待機水位以下の場合でも必要ありと認めたときは、河川増水状況を随時観測する。

2. 非常時の警戒

1	水防本部長は水防団体待機水位に達したときは指定河川の堤防延長 500mないし 1,000m毎に監視員（以下「警戒員」という。）を2名迄配置するものとする。
2	警戒員は定められた堤防上を巡視し、危険箇所の発見に努める。非常の場合はすみやかに本部長に報告しなければならない。

第3 水防団体待機（通報）水位、はん濫注意（警戒）水位

1. 水防団体待機（通報）水位及びはん濫注意（警戒）水位

水防団体待機（通報）水位及びはん濫注意（警戒）水位は、県水防計画に定められる他、次の通りとする。

➤ 参照資料編	資料17. 水防団体待機(通報)水位、氾濫注意（警戒）水位
---------	-------------------------------

2. 水位の通報

警戒員は、水防本部長に、また水防本部長は必要事項を通報する。また、高田土木事務所を通じ、県水防本部に報告するものとする。

（1）報告とその協議

1	水防団体待機（通報）水位に達したとき。
2	はん濫注意（警戒）水位に達したとき。
3	避難判断（特別警戒）水位に達したとき。
4	避難判断（特別警戒）水位より下がったとき。
5	はん濫注意（警戒）水位より下がったとき。
6	水防団体待機（通報）水位より下がったとき。

（2）報告要領

水位の報告は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を電話または防災無線で報告する。

第4 井堰、ため池等の操作

1	井堰、ため池等の管理者（操作担当を含む）は気象状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。
2	管理者は、水防本部に状況を通知し、相互に密接な連絡を通り、適切な措置を講ずる。

➤ 参照資料編	資料18. 井堰一覧表
	資料21. 市内ため池表

第5 重要水防区域及び危険区域

本計画で水災のおそれがあると認められる河川のうち、重要水防区域及び危険区域は資料編の通りである。

➤ 参照資料編	資料20. 重要水防区域及び危険区域
---------	--------------------

第6 水防活動

1. 非常配備と出動

1	出動員は消防機関、地元協力隊、特別工作隊であって相互に協力するものとする。
2	水防本部長は状況により出動地区の変更若しくは地区別に出動を指示することができる。

3	水防本部長は、水位が警戒水位以下に減じ警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命じ、一般に周知するとともに、県所轄現地指導班長（高田土木事務所長）に報告するものとする。
---	--

2. 配備

水防活動の実施を期するため消防団員及び地域住民協力隊の出動または非常配備する位置はおおむね次の通りとする。

区 分	地 区 名	消防機関	集合地	消防団	地元協力	計
葛城川	奥田・秋吉・西坊城	7分団	奥田	15	50	65
住吉川	出・田井・勝目	8分団	勝目	15	30	45
甘田川	曾大根	6分団	曾大根	15	30	45
葛城川・土庫川	材木町	2分団	市民運動場	15	30	45
〃	曙町・今里町	1分団	曙町	15	20	35
曾我川・葛城川	土庫・松塚	3分団	土庫	15	50	65
高田川・小柳川	礪野	5分団	礪野	15	20	35
高田川・太田川	大中南町	本分団	大中南町	10	20	30
葛下川	野口・北角	9分団	野口	15	30	45
葛下川・太田川	市場	10分団	市場	15	30	45
高田川	有井	4分団	有井	15	20	35
土庫川	今里町・昭和町	本分団	今里	9	30	39
計				169	360	519

※消防団長及び副消防団長2名は含まない。

第7 水防用設備

1. 水防資機材

市長は、平素水防倉庫及び市倉庫において、水防資機材を備蓄しておくものとする。

▶ 参照資料編 資料22. 水防備蓄資材及び機材

2. 資機材の確保

資機材の確保のため水防区域近在の資材業者の手持資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるとともに、資機材の使用または損傷により不足を生じた場合、直ちに補充しておかなければならない。

第8 応援並びに隣接市町との協力

1	水防本部長は、県水防本部長、高田土木事務所長その他隣接市町より応援の要請ある場合は支障ない限りこれに応じる。
2	水防本部長は、各河川、その他堤防決壊または危険のある場合は直ちに関係機関に通報するとともにその後の情報連絡に努めるものとする。

第9 災害補償

水防法第6条の2並びに第34条に基づく災害補償は、大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年6月20日条例第5号）の規程によりこれを補償するものとする。

第10 水防警報の受信記載

高田土木事務所等により発令される水防警報の通知は、水防警報受報様式に記入するものとする。

➤ 参照資料編 様式6. 水防警報受報様式

第11 水防記録と水防報告

1. 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管しなければならない。下表の「14. 水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面」以外は、箇所毎に作成する。

1	水防実施箇所、日時
2	水防作業の概況及び工法
3	罹災概況及びその原因（原因については、外水の溢水、漏水、洗掘によるもの、井堰、ひ門、河川占用物の操作によるもの、内水のたん水によるもの等、具体的に記録すること。）
4	人的被害（死者、負傷者、行方不明等の数）、家屋被害（棟数、世帯数、面積、程度）、農業施設被害（面積、程度）、公共土木施設被害
5	出動人員（消防団員、水防管理団体職員、住民、警察、自衛隊、他の水防管理団体の応援等の人数）
6	現場指揮者の職、氏名
7	所要経費
8	使用資材の内訳
9	水防法第28条第1項に基づき、水防現場において使用、収容若しくは処分した土地、土石、竹木、器具、資材、工作物等の所有者、種類、数量、場所及びその理由
10	水防法第29条に基づく立ち退き指示状況及びその理由
11	水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因及び手当
12	今後の水防活動に関する問題点
13	罹災写真及び水防作業写真
14	水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面

2. 水防報告

（1）報告事項

水防管理者は、次の事項について、その都度高田土木事務所長に報告するものとする。

1	水防団体待機（通報）水位、はん濫注意（警戒）水位に達した時
2	水防作業を開始した時
3	水防警戒態勢を解除した時

4	堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見した時、その措置及び罹災状況
5	水防法第29条に基づき立ち退き指示をした時及びその理由
6	その他緊急報告を必要とする事項

(2) 水防実施報告

水防活動が終結したときは、遅滞なく活動内容を取りまとめて、水防管理者は「水防実施状況報告書」により高田土木事務所長に報告するとともに、水防資材の使用状況を含めて、正確な水防記録を作成してこれを保管しなければならない。

また、上記の報告の他、水防管理者は、一四半期毎の活動内容を「水防実施状況報告書（一四半期用）」により5日以内に高田土木事務所長に報告するものとする。

➤ 参照資料編	様式7. 水防実施状況報告書
	様式8. 水防実施状況報告書（一四半期用）

(3) 水防解除の報告

水位が警戒水位以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったとき、水防管理者は、これを一般に周知させるとともに、高田土木事務所長にその旨報告するものとする。

第12 災害信号その他の合図

1	信号は適宜の時間、継続すること。
2	必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を使用すること。
3	危険が去った時は口頭伝達等により周知すること。

水火災その他の災害に用いる信号は次の通りとする。

第1信号	水防団待機（通報）水位を超え、なお上昇のおそれがあり、巡視を強化し資機材及び排・取水門の開閉等準備を行うことを知らせるもの。
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者がただちに出勤すべきことを知らせるもの。
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤協力を知らせるもの。
第4信号	必要と認められる区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第5節 医療救護活動

災害のため医療機関が被災し、その他の事由により、被災地の市民が医療または助産の途を失った場合、応急的に医療または助産の処置を施し、被災者の保護を図る。

第1 実施責任者

医療救護活動は、県防災計画により実施されることとなっているが、事態急迫のため、知事による救助を待ついとまがない場合は市長が行うものとする。

➤ 参照資料編 資料11. 医療機関通信連絡系統

第2 救護対象者

被災地の市民で医療または、助産の途を失った者で現に医療または助産を必要とするもの。

第3 実施基準

被災者に対する医療または助産は、災害救助法を適用した場合の基準により行う。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

1. 医療・助産の範囲基準

(1) 医療の範囲

1	診察
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置、手術その他の治療及び施術
4	病院または診療への収容
5	看護

(2) 助産の範囲

1	分娩の介助
2	分娩前及び分娩後の処置
3	脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

2. 応援医療班の手当

応援医療班に従事するものの手当については、災害救助法を適用した場合の基準による。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第4 応援医療班と出動要請

医療救護活動は、原則として医療救護部医療班が実施する。火災の状況により要救助者が多数発生し、円滑な実施ができない場合は、保健所長または一般医療機関に出動を要請するものとする。

第5 医療機関の場所

中和地域の災害拠点病院である大和高田市立病院とする。なお災害の状況並びに、被災地域等により、最寄りの一般医療機関に入院または通院の措置を講ずるものとする。

➤ 参照資料編 資料12. 市内医療機関

第6 広域的医療機関の提携

災害による要入院傷病者は、災害拠点病院である大和高田市立病院と、土庫病院、吉本整形外科・外科病院及び中井記念病院に収容するが、収容不能の場合には、救急医療機関と広域的に提携し、その措置を図る。

また、他市町の医師会とも広域的提携を図り、傷病者の医療助産活動を実施する。特に、葛城広域行政事務組合を構成する4市1町の医師会は、早期に相互支援体制の確立をめざすものとする。

➤ 参照資料編 資料11. 医療機関通信連絡系統

1. 広域的提携医療機関

奈良県立医科大学附属病院、済生会御所病院、国保中央病院、奈良友誼会病院、香芝旭ヶ丘病院、平成記念病院、橿原友誼会大和橿原病院、平尾病院、等

2. 広域的提携医師会

葛城地区休日診療所の所属医師会、御所市医師会、橿原市医師会、等

第7 薬剤等資材の補給

救護に必要な医療品及び衛生材料は、医療救護部医療班において準備するが、備蓄物品で不足する場合は、市内及び近隣の医薬品会社と提携を図ることより薬品等資材を確保する。

第8 大和高田市医師会との連携

初動期の医療救護活動においては大和高田市立病院が中核となるが、救護所開設にあたって医師の派遣や医師等が不足する場合には、市からの要請に基づき大和高田市医師会が連携・支援を行う。

第6節 宅地・建築物の応急対策

宅地・建築物の応急対策として、災害により被災した宅地及び建築物を調査し、その後に発生する余震などによる宅地の崩落や、建築物の倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、迅速に立ち入り禁止などの措置を講ずることで、人命に関わる二次的災害を防止する。

第1 被災宅地危険度判定の実施

市災害対策本部（生活基盤部都市計画班）は、豪雨等の災害で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、生活基盤部住宅建設班と連携して被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

1. 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する市職員である被災宅地危険度判定士等により、すみやかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2. その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県職員の被災宅地危険度判定士へ要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定の実施

1. 公共建築物

庁舎、避難施設等の防災上重要な建築物は、統括部庶務班が中心となり、所轄する市職員である被災建築物応急危険度判定士等により、すみやかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2. 民間建築物

（1）被災建築物応急危険度判定の実施

生活基盤部住宅建設班と都市計画班は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

（2）被災建築物応急危険度判定結果への対応

被災建築物応急危険度判定の結果は、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度

を周知し 崩壊等の危険性が高い場合は 立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。

第4章 災害に対する対応

第1節 避難生活計画

避難所における避難生活は、自主防災組織を中心に、相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため、自主防災組織は、炊き出し、給食、給水、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を確立し、秩序ある避難生活を送れるよう努めるものとする。

避難所の運営については、基本的に自治会や自主防災組織を主体とするが、救援部避難所班、教育部学校教育班及び教育施設班ならびに避難所の施設管理者等が支援する。

第1 避難所開設の基準

1. 開設の時期

気象警報が発令されて、警戒態勢を必要とする場合、自主避難される方のために、救援部避難所班及び教育部教育施設班が総合福祉会館、武道館、葛城コミュニティーセンター、菅原公民館の4カ所の指定避難所を開設する。

その後、状況に応じて残りの指定避難所を開設する。

2. 開設の期間及び諸経費

避難所を開設する場合の期間及び諸経費については、災害救助法を適用した場合に準ずるものとする。

▶ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第2 避難所の管理等

1. 避難所班・教育施設班の駐在

避難所を開設し、収容したときは、救援部避難所班及び教育部教育施設班と避難所を運営する組織の会長と連絡を密にし、避難者の保護管理にあたるものとする。

2. 報告

避難所を開設したときは、直ちに次の状況を県知事に報告するものとする。

なお、避難所を逐次整理減少し、または、閉鎖したときも同様とする。

1	避難所開設の日時、場所
2	開設期間の見込み
3	箇所数及び収容人員

第3 避難生活の基本的事項

1. 編成班と任務分担

避難所の運営においては、自主防災組織等が策定した「避難所生活運営計画書」に準じて、状況に対応しながら、自主的な運営を行う。

リーダーとして選出された組織の代表者は、総括調整班、罹災者管理班、通信連絡班、食料・物資調達班、施設管理班、保険・衛生班、要配慮者支援班、ボランティア班などの必要な運営活動組織を構成し、各班長と共に避難生活を総括する。

各班は実施すべき業務をあらかじめ定め、各自が分担する役割を明確にしておくものとする。特に夜間、昼間を考慮し、実態に即した役割分担を定める。

【 避難所運営の活動班の例 】

活動班名	任 務 分 担
総括調整班	(1) 運営本部会議の事務局 (2) 避難所運営情報の記録 (3) 避難所生活ルール作成 (4) 地域との連携
罹災者管理班	(1) 避難者収容記録簿の管理 (2) 問合せへの対応 (3) 取材への対応 (4) 郵便物・宅急便の取り次ぎ
通信連絡班	(1) 避難所内外情報収集 (2) 避難所外向け情報発信 (3) 避難所内向け情報伝達
食料・物資調達班	(1) 食料・物資の調達 (2) 食料・物資の受入 (3) 食料・物資の管理、配給 (4) 炊き出し
施設管理班	(1) 危険箇所への対応 (2) 防火・防犯 (3) 生活空間の改善
保健・衛生班	(1) 感染症予防（手洗い・消毒の励行などの推進） (2) 生活衛生環境の管理（ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット） (3) 医療・介護活動 (4) 水の管理
要配慮者支援班	(1) 災害時要配慮者の支援
ボランティア班	(1) ボランティアの受入・活動調整

2. 運営の基本的事項

(1) 運営

代表者は、各班長とともに避難生活を総括するものとする。各班長はそれぞれの任務を果たすため構成員を指揮し、市民も互いに協力することによって安定した避難生活を送れるように努めなければならない。また、運営活動に女性や障害者等の積極的な参画を促し、様々な避難生活需要に対応して行くものとする。

（２）避難者情報の管理

避難者については、避難者収容記録簿により管理するものとし、「大和高田市個人情報保護条例」に準じて厳正に管理する。また、「災害時避難行動要支援者名簿」等と照合し、対象者の所在を確認する。

➤ 参照資料編 様式 2 1. 避難者収容記録簿

（３）情報の受発信

市からの情報は、通信連絡班長を通じて、朝夕の２回を定時連絡とし、その他必要なときは通信連絡班長の判断により随時伝達するものとする。

（４）マスコミ対応

マスコミへの対応は罹災者管理班長のみとし、許可なく立入りを禁止する。

（５）食料、物資の配分

食料、飲料水は原則として在宅避難者も含めた自主防災組織単位で賄う。救援物資による食料等の配分については食料・物資調達班長のもで行うものとする。

（６）プライバシーの確保

お互いのプライバシーを保護するため、視線を遮ることのできる障壁の設置や、むやみに他人の場所へ立ち入らないことのルール徹底などを指導する。

また、障害者、高齢者、女性、乳幼児、等の要配慮者に対して、十分に配慮した空間利用を行う。

（７）トイレ

原則として避難所のトイレを利用する。断水時には、プールの水、ため池等の水を利用する。また、清掃は避難者が持ち回りで毎日行うこととする。

（８）その他の避難生活に関すること

避難者が帯同するペットについては避難所室内には持ち込めないため、所有者と十分に協議し、屋外に専用スペースを設けるなど、適正な取扱いルールを定める。

自家用車で避難されて来られる避難者や、自家用車内で屋外避難生活を選択される避難者もおられることから、十分な規模の駐車場を確保するほか、車内避難者数の把握、避難所と共有する情報の提供、健康管理及びメンタルヘルスには特段の配慮を行う。

第2節 物資の供給

第1 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に供給する食糧について、救助に必要な食糧の確保と供給の適正を図るものとする。

1. 災害時の応急供給

食糧供給を実施する場合、食糧供給の対象者、食糧の配給量、炊き出し及びその他による食品の給与のための費用、実施期間等については県地域防災計画及び災害救助法を適用した場合に準じて行うものとする。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

2. 実施方法及び炊き出し場所

1	炊き出しは、救援部避難所班及び教育部教育施設班が主体となり、労務供給計画に基づく民間団体、炊き出し場所を設置している者または管理している者に対し、協力を要請して迅速に実施するものとする。
2	本部が炊き出し実施を決定したとき、市の備蓄在庫、流通在庫等により一次的に調達・供給を行い、不足を生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。
3	炊き出し場所、非常炊き出しを行う場所は、学校及び工場、事業所等のうち本部長が指定するものとする。ただし、給食設備のある市立小学校を炊き出し場所とした場合は、教育部施設管理班学校給食調理員等を主体に実施する。
4	炊き出しに必要な燃料等の確保は、本市が大和高田LPガス販売商業協同組合と締結している「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」に基づき、「災害時LPガス等供給要請書」により行うと共に、奈良県が一般社団法人奈良県LPガス協会と締結している「災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定」に基づく「拠点避難施設等」への優先供給により行うものとする。

➤ 参照資料編 資料32. 非常炊き出し場所
資料34. 災害時における生活必需物資の供給協力店一覧表

第2 衣料、生活必需品その他物資供給計画

災害救助法または県の小災害に対する救助内規が適用された場合、災害により住家が流失したため生活上必要な家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する衣料等の生活必需物資の供給等を実施する。

1. 供給の対象者

住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2. 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

1	被服、寝具及び身の回り品
2	日用品
3	炊事用具及び食器
4	光熱材料

3. 支給方法

災害救助法が適用された場合は、物資（被服、寝具類）の確保及び市までの輸送は県において行うが、それ以後の輸送及び各世帯別の物資割当、支給は市において実施する。

物資を供給する場合、救援部物資幹旋班が主体となり、民間物流業者や自主防災組織の協力を得て行うものとする。また、災害の規模に応じ、救援部の各班または災害対策本部各部の応援を求めることができる。

4. 給与または貸与の限度

災害救助法を適用された場合の基準による。

▶ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第3 応急必需物資の供給計画

災害救助法または県の小災害に対する救助内規が適用されなかった場合、または事態が緊迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、早期実施を図るため、市長が応急必需物資の供給を行うこととする。

災害の発生に伴う住家被害等により、日常生活に欠くことのできない食料品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足をきたした場合、その調達及び供給を円滑に実施するため、調達対象物資の販売業者と物資供給協力に関する協定を結び応急供給体制の確立及び民生の安定を図るものとする。

1. 供給基準

（1）供給の対象者

供給対象者は、避難所に収容された者、住家の半壊半焼以上または床上浸水の被害を受けた者等の日常生活を営むことが困難な者及び被災地の災害応急対策に従事する者、旅行者、滞在者、通勤通学者とする。

（2）供給の品目

1	食料品	米穀・弁当・乾パン・粉ミルク・パン・缶詰等
2	衣料品	下着類・作業着等
3	寝具類	布団・毛布等
4	食器類	茶碗・皿・はし・スプーン等
5	炊事用具	なべ・やかん・包丁・バケツ等
6	日用雑貨品	タオル・石鹸・紙おむつ・哺乳瓶・生理用品等
7	光熱用品	電池・ロウソク・マッチ・ライター・懐中電灯等

2. 供給の実施状況

(1) 供給場所

供給場所は、原則として指定避難所とする。

(2) 供給の実施主体

物資を供給する場合は、救援部物資幹旋班が主体となり、民間物流事業者や自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、災害の規模に応じ、救援部の各班または災害対策本部各部の応援を求めることができる。

第4 応急必需物資の調達

1. 生活必需物資の調達数量

物資の調達予定数量については、災害の規模、被害状況により勘案して決定しなければならないが、災害規模が大きい場合は、生活必需物資調達予定数量に基づき概ねの必要量を把握し、災害時における調達及び供給が円滑に行われるようにする。

➤ 参照資料編 資料35. 生活必需物資調達予定数量

2. 物資の調達方法及び手続き

1	救援部長は、緊急物資の供給が必要と認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部長に物資の調達を要請するものとする。
2	災害対策本部長は、救援部長より物資の調達の要請があった場合は、「災害時における生活必要物資の供給協力に関する協定書」を締結する業者に対し、物資供給要請書により協定書に基づいた生活必需物資の売り渡しの要請を行うこととする。 また、輸送の依頼については統括部庶務班に要請し、統括部庶務班は輸送手段の確保等必要な措置を講ずるものとする
3	物資の納入場所については、原則として大和高田市総合体育館、市民交流センター及び総合公園多目的グラウンドにおける仮設テントとするが、物資を要請する時点の施設周辺の被害状況や交通事情を充分勘案し、適切な納入場所を決定するものとする。

➤ 参照資料編 資料34. 災害時における生活必需物資の供給協力店一覧表

第5 義援金品配分計画

被害の発生に伴い、市民及び他都市等から被災者あてに寄託された義援金品を適切に被災者に配分するため、配分方法、輸送方法、物資の保管場所等について必要な事項を定めるものとする。

なお、義援金品の受配に関することは救援部物資幹旋班が中心となり、救援部各班の応援を得ながら、これを行うものとする。

1. 義援金品の受付

1	市民及び他都市等から市に寄託された義援金品については、救援部物資幹旋班において受け付ける。
---	---

2	救援部物資幹旋班は、義援金に対しては領収書を、義援品に対しては受領書を発行し、その写しをとる。
---	---

➤ 参照資料編 様式14. 義援金領収書・義援品受領書の書式

2. 義援金品の配分

1	寄託された義援金品の被災者に対する配分方法、義援金の一時保管方法等については、災害対策本部長、副本部長、関係部長及び関係機関の代表による義援金品配分委員会を設置し、必要な事項を決定するものとする。
2	義援品の配送は、救援部物資幹旋班が災害対策本部の統括部庶務班の支援を得て、各避難所に引き渡すものとする。

3. 義援金品の保管場所

(1) 義援品の保管場所

義援品の保管場所は次の通りとする。ただし、臨時的な保管場所については、その都度、災害対策本部長が決定する。

施設名	住所	電話番号
大和高田市役所	大字大中 98 番地 4	0745-22-1101
市民交流センター	片塩町 12 番 5 号	0745-44-3210
上下水道部庁舎	大東町 5 番 22 号	0745-52-1365
総合福祉会館	大字池田 418 番 1	0745-23-0789
総合公園多目的グラウンド	大字西坊城 414 番地	0745-52-4700

(2) 義援金の管理

義援金は配分決定までの期間は、統括部財政班が管理する。

4. 配分の時期

配分はできる限りすみやかに行うものとするが、義援金品が少量、少額等で世帯別配分が不可能な場合または輸送、あるいは労働力等の問題で経費を浪費すると考えられるような場合においては、一定量に達したときに行う等、配分時期については充分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれがある物資については、すみやかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱うものとする。

第3節 応急給水活動

災害発生時、断水により、市内全域で飲料水を得ることが困難となった場合、大東、天満、陵西及び市内中心部に応急給水施設を設置し、給水を開始する。

第1 水源

補給水源は次の通りとする。

施設名称	所在地	給水容量	摘要
大東配水場	大東町	5,600 m ³	
天満配水場	大字吉井	6,00 m ³	
陵西配水場	大字野口	2,700 m ³	
高田小学校	大中東町	50 m ³	耐震性飲料貯水槽
片塩小学校	旭北町	50 m ³	耐震性飲料貯水槽
浮孔小学校	中三倉道二丁目	50 m ³	耐震性飲料貯水槽
総合公園	大字出	80 m ³	耐震性飲料貯水槽
市民交流センター	片塩町	40 m ³	耐震性飲料貯水槽

消毒の必要が発生した場合には、各配水場にそれぞれ1,200 kgずつ備蓄してある次亜塩素酸ソーダの生成を行うための資材（並塩）を使用する。（5 PPM時の生成量1時間あたり50リットル）。

第2 給水活動

給水活動は、次の通り給水車及び貨物車搭載の給水タンクや可搬式ポリタンク等により、給水を行い、被災市民のための備蓄してある6リットルの飲料水袋12,100個を配給する。

給水活動は、県、近隣市町村、日本水道協会奈良県支部との連携のもとに効率的に行う。

種別	数 量	運搬水量	備 考
給水車	2 台	2 m ³	自 走
可搬式ポリタンク	35 個	1 m ³	車 載 用
飲料水袋	12,100 個	6 リットル	〃

第3 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者施設には、優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

第4 応急給水実施拠点

給水車による応急給水の実施拠点は、避難所である小学校グラウンドを基本とし、必要に応じて自治会と連携して適正な場所を選定する。

第4節 要配慮者の支援

避難が必要な災害発生の恐れがある場合は、避難行動要支援者に配慮した「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、猶予のある対応を促すとともに、自主防災組織と連携した迅速・確実な避難勧告等の伝達体制を整備する。

また、避難行動要支援者の安全確保は、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」に基づき、自主防災組織など地域の協力・連携による支援体制の充実に努める。

第1 災害時要配慮者の避難支援と被災状況の把握等

市は、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」及び「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえて整理した個別計画等に基づき、すみやかに避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援する。

第2 災害時要配慮者への支援

1. 情報伝達、避難誘導等

避難行動要支援者については「避難行動要支援者個別避難計画」等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

2. 避難所到着後の対応

市は、避難行動要支援者の避難状況をすみやかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者の支援への理解促進に留意するものとする。また、併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難を行っている要配慮者も支援の対象とする。

3. 福祉避難所

市は、避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に配慮した福祉避難所を設置する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

4. 医療等の体制

県は市町村と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

5. 食料等の確保

市は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には 固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

6. 応急仮設住宅への入居

災害により住宅を失い、または破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

1	高齢者や障害者等の優先入居
2	高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
3	入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

第5節 災害ボランティアの受入れ

第1 災害ボランティアセンターの設置

甚大な災害が発生した場合の労務の供給については、ボランティアの協力を要請することとし、社会福祉協議会と連携して、市災害ボランティアセンターを設置し、奈良県ボランティア本部と情報交換等を行う。

【 市災害ボランティアセンターの設置場所 】

「総合福祉会館・さくら荘」の駐車場

第2 ボランティアの受け入れ対応

ボランティアの受入れは大和高田市社会福祉協議会が総括する。この場合、(財)シルバー人材センターは、社会福祉協議会を支援するものとする。

社会福祉協議会では、各避難所等から応援要請のある業務活動に対し、各地から救援活動に参集したボランティアとの調整を実施する。

県の専門ボランティア派遣は、受入れを行う各班において必要に応じて要請を行う。

第6節 緊急輸送計画

災害時における罹災者の避難、災害応急対策要員及び資機材等を輸送するため、市有車両では円滑な遂行ができない場合、輸送業者と車両の借り上げについて協定する等、輸送力の確保に努めるものとする。

第1 実施の基準

緊急輸送は、主として次の場合に準じて行うものとする。

1	災害のため、現に受け、または受けるおそれのある場合、罹災者を安全地帯に避難させ、人命を保護する場合。
2	医療救護部医療班では応急措置ができない重症患者または緊急に医療措置を講ずる必要がある場合。
3	最も急迫した状態にある罹災者を救出する場合。
4	災害のため飲料水を得られない者に飲料水を供給する場合。
5	救助用物資を罹災者に配布する場合。
6	災害のため、すでに死亡していると推定される死体を捜索し及び処理する場合。
7	避難所開設または応急仮設住宅、住宅の応急整理のため、人員及び資材を輸送する場合。
8	その他災害応急対策要員及び資機材の輸送等必要と認められる場合。

第2 実施方法

統括部庶務班において輸送分担人員を定め、市有車両により実施するものとし、その状況により、関係主務班とあらかじめ協定し、合同して実施する。

第3 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

1	公安委員会が、災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事または公安委員会は、車両の使用者の申し出により、当該車両が緊急車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。
2	緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両確認申請書」に必要事項を記載のうえ、緊急車両であることの疎明書類とともに最寄りの警察署または交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。
3	市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出をする。

➤ 参照資料編

様式11. 緊急通行車両確認申請書

様式12. 緊急通行車両確認標章

様式13. 緊急通行車両事前届出書

第7節 公共施設等の災害応急対策

災害による被害拡大の防止対策を講じる状況をすみやかに把握するとともに、余震等による建築物等の倒壊などの二次災害に備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

第1 公共土木施設等

災害による被害の拡大を防止し、余震等による二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、避難や立入制限などの二次災害防止措置を行うとともに、危険の除去などの応急措置を講じる。

1. 道路・橋梁の対策

生活基盤部被害調査班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に使用をきたしている場合は、統括部本部運営班を通じて当該道路管理者（近畿地方整備局、高田土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

二次災害が想定される場所は、すみやかに関係機関及び市民に周知する。また、必要に応じて適切な避難対策、通行禁止措置、危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた市道の発生箇所について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急措置が困難な場合は、統括部本部運営班を通じて近畿地方整備局及び高田土木事務所に対し応援を要請する。

2. 河川、水路、ため池

生活基盤部被害調査班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該施設管理者（高田土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

（３）避難及び立入制限

二次災害が想定される場合は、すみやかに関係機関及び市民に周知する。また、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

（４）応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧措置をすみやかに実施する。また、市単独での応急措置が困難な場合は、統括部本部運営班を通じて県に対し応援を要請する。

3. 公園・広場の対策

生活基盤部都市計画班は、公園・広場、街路樹等の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

（１）被害状況の把握

公園・広場の災害状況、街路樹の倒木等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）避難及び立入制限

二次災害が想定される場合は、すみやかに市民に周知する。また、必要に応じて被災施設への立入制限を実施する。

（３）応急措置

被害を受けた公園・広場の応急復旧措置をすみやかに実施する。被害が広範囲に及ぶ場合は、安全を確保した上で、部分的な開放など利用できるように対応を行う。

第2 公共建築物等

災害による被害の拡大を防止し、余震等による二次災害を防止するため、公共建築物等の被害状況を把握し、避難や立入制限などの応急措置を講じる。

1. 公共建築物等

関係各部は、所管公共建築物について被害状況をすみやかに把握し、必要に応じて応急措置を講じる。また、公共建築物の被害状況について統括部庶務班に報告を行う。

（１）被害状況の把握

公共建築物は、所管する関係各部が応急危険度判定士などの協力を得て、施設の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）避難及び立入制限

二次災害が想定される場合は、すみやかに利用者、市民、利用する関係団体に周知する。また、必要に応じて被災施設からの退去、立入制限を行う。

（３）応急措置

被害を受けた施設の応急復旧措置をすみやかに実施する。施設被害が主要構造部などに及び、安全を確保することが困難な場合は、施設の封鎖を行う。

2. 庁舎等

統括部庶務班は、防災上重要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を請じる。

（１）被害状況の把握

防災上重要な庁舎等は、統括部庶務班が中心に応急危険度判定士などの協力を得て、施設の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

（２）避難及び立入制限

二次災害が想定される場合は、すみやかに利用者、市民、関係機関に周知する。また、必要に応じて被災施設からの退去、立入制限を行う。

（３）応急措置

被害を受けた施設の応急復旧措置をすみやかに実施する。施設被害が主要構造部などに及び、安全を確保することが困難な場合は、施設の封鎖を行うとともに、防災上重要な庁舎等の施設の場合は、代替施設を早期に設定し、関係機関等に周知する。

第8節 道路等の災害応急対策

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。そのためすみやかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。

また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路に関する情報は、すみやかに報道機関等を通じて市民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1. 被害状況の迅速・的確な把握

各道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、すみやかに関係機関に通報するなどの措置を講ずる。

2. 関係機関との連携

各道路管理者は、災害が発生したときは、すみやかに所管道路の被害状況を調査し、本部に報告する。

また、被害が生じた場合は、被災状況を取りまとめ、遅滞なく高田土木事務所に報告するとともに、統括部本部運営班を通じて、県防災統括室に報告する。

3. 各道路管理者の対応

生活基盤部被害調査班及びその他の道路管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

1	被災道路については被害状況に応じ、通行の禁止または制限、若しくは速度規制を行う。
2	負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、奈良県広域消防組合（高田消防署）、県警察（高田警察署）に通報し、出動の要請を行う。
3	交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

4. 市民への周知

市は、災害時に市民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、市民生活の混乱防止を図る。

また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、あらゆる広報手段を活用し、すみやかに報道機関を通じて市民へ広報する。

【 市民に対する広報の内容 】

1	道路等の土木施設の被害状況
2	交通規制の状況
3	迂回の方法
4	仮復旧（交通機能復旧）の見込み
5	本復旧の見込み

第2 交通の機能確保

道路施設の管理者は、都市機能を確保し、災害復旧を円滑に進めるため、緊急輸送道路など各道路の役割から優先順位に配慮して、すみやかに交通機能の維持・回復に努める。

1. 障害物の除去

道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については各管理者が責任をもって処理する。

道路の啓開にあたっては、緊急輸送道路の啓開を優先するものとし、第1次、第2次、第3次の重要度の順位で実施する。

2. 各施設管理者（市、県、近畿地方整備局）における復旧

生活基盤部被害調査班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、緊急輸送道路などの優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

1	被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。 なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
2	被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
3	通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡する。

第9節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等

第1 行方不明者の捜索

消防団部は、高田警察及び奈良県広域消防組合高田消防署との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

1	災害の規模等の状況を勘案して、消防団、県警察（高田警察署）との密接な連携のもと、市民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
2	関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
3	行方不明者の救出捜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。
4	行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、すみやかに所定の手続をとる。

第2 遺体の収容・引き渡し

遺体を発見した場合は、関係機関と連携して所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し、収容する。収容した遺体は身元確認の上、引き渡し等を実施する。

1. 遺体を発見した場合の措置

1	遺体を発見した場合、発見者はすみやかに県警察（高田警察署）に連絡する。
2	県警察（高田警察署）は、遺体検視他所定の処理を行った後、関係者（遺族または統括部現地情報班）に引き渡す。

2. 遺体の収容

関係者（遺族または統括部現地情報班）は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

（1）遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、市内寺院等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して、開設する。

（2）収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、県警察（高田警察署）その他関係機関の協力を得て、すみやかに遺体収容所へ搬送し収容する。ただし、現場の状況等によって現場での検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行うものとする。

第3 遺体の処理

統括部現地情報班は、災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の処理及び埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に実施するものとする。遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

1. 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理の範囲

1	死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
2	死体の一時保存

(2) 資機材等や車両の調達

1	ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材をすみやかに調達する。
2	資機材等や車両の調達が困難な場合は、本部会議を通じて県に応援を要請する他、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

1	遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
2	身元不明の遺体については、県警察（高田警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示または手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引き取り

1	身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、すみやかに引き渡す。
2	遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2. 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

3. 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

1	遺体処理台帳
2	遺体処理支出関係書類

➤ 参照資料編 様式22. 遺体処理台帳

第4 遺体の埋火葬

統括部現地情報班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。身元が判明しない遺体は、市長の判断に基づき、埋火葬許可証を交付し、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

1. 遺体の埋火葬の範囲

次の棺または棺材等の現物をもって埋葬を実施する者に支給する。

1	棺（付属品を含む）
2	埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む）
3	骨つぼ及び骨箱

2. 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

3. 埋火葬のための書類

埋火葬にあたっては次の書類を整理する。

1	埋葬・火葬台帳
2	埋葬・火葬支出関係書類

▶ 参照資料編 様式 2 3. 埋葬・火葬台帳

第5 災害救助法の適用

遺体の処理、埋火葬に要する費用については災害救助法にかかる適用基準による。

▶ 参照資料編 資料 2 9. 災害救助法を適用された場合の基準

第10節 防疫・保健衛生対策

被災地で発生する感染症の予防を図るため、保健所等と連携し、防疫措置を迅速に実施するものとする。また、被災者が避難所において集団生活を行うことから食中毒など防止する食品の衛生管理の徹底や長期化する避難生活に対応した健康管理やメンタルヘルスを行うものとする。

第1 防疫計画

1. 防疫班の編成

救援部衛生班は、大和高田市医師会の協力を求め、防疫実施部隊を編成し、防疫に必要な器具、資材を整備し、常時出動態勢を整えておくものとする。

2. 被害状況報告

被害状況を把握し、すみやかに中和保健所長を通じ県知事に報告しなければならない。

3. 防疫器具及び資材の補給

1	検病調査用器具及び資材は医療救護部医療班に備蓄しておくものとする。
2	消毒用器具及び資材は救援部衛生班に備蓄しておくものとする。
3	災害の規模等により、不足した場合は市内薬品販売業者及び近隣の医薬品会社から調達して補給するものとする（協定締結に向け協議中）。
4	関係機関への連絡及び要請、保健所に対しては絶えず被害の状況等を連絡し、また検病調査の実施を必要とする場合においては、早期に完了できるよう協力を要請する。
5	医師会、日本赤十字社に対しても被害の状況等を連絡し、健康診断及び臨時予防接種の実施に伴う医師、看護師等の応援の態勢を整えておくものとする。

4. 防疫の実施

（1）検病調査

救援部衛生班は、防疫活動を通常週1回以上行うが、異常多発の微候がある場合は、回数を増やして実施し、感染症患者の早期発見に努める。

（2）消毒

災害発生した場所に応じ、出動し、各町総代等の協力により完全消毒を実施する。

（3）臨時予防接種

罹災地域の市民に対して、すみやかに健康診断を行い、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）の規程により実施する。

5. 基準

罹災住家一戸あたりの清掃方法、消毒方法の実施する場合またはそ族昆虫駆除の場合の薬剤量の基準は下表の通りとする。

(1) 消毒方法を実施する場合の薬剤基準

【 罹災住家一戸あたり 】

薬 剤 名	流失全半壊床上浸水家屋	床下浸水家屋
クレゾール	200 g	50 g
消石灰	6 kg	6 kg
カルキ	200 g	200 g

(2) 感染症法第28条によるそ族昆虫駆除の薬剤量の基準

【 罹災住家一戸あたり 】

殺 虫 剤 (油 剤)	1.8 ㍓
殺 そ 剤	40 g

薬剤の種類は現地の実情に応じ適宜変更して差し支えない。

※感染症法とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）の略称

第2 食品衛生管理

救援部衛生班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大止のため、衛生上の徹底を推進するなど、中和保健所が実施する活動に協力する。

1. 食中毒の防止

中和保健所は、食中毒の防止に万全を期する。

1	物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
2	避難所において、食品衛生監視員による食品の取り扱い状況、容器の消毒等についての調査、指導に努める。
3	食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。

2. 食中毒発生時の対応方法

救援部衛生班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 健康管理に関する活動

市は、県に保健師等の派遣を要請し、連携して避難所における健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導 環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

第4 在宅難病患者に関する活動

市は、県と連携して、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1. 避難誘導と安否確認

1	市民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
2	保健所、市、訪問看護ステーション等による安否確認

2. 医療に関する情報発信と手段の確保

1	入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）
2	医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
3	医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

第5 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

市は、県保健予防課、精神保健福祉センター、中和保健所と連携し、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1. 安否確認等

市と中和保健所は、相談支援事業等関係機関との連携を図り、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2. 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

第11節 ライフラインの応急復旧

第1 上水道

1. 応急措置

上下水道部工務班は、災害が発生した場合にはすみやかに所管施設設備の被害状況を調査し、上水道施設に二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、本部会議に報告する。なお、被害が生じた場合は、統括部本部運営班を通じて、県に報告する。

2. 広報活動

水道施設について応急措置を実施した場合や管路の破断等により断水に至る場合は、統括部情報班と連携して、該当配水地区に対しすみやかに周知する。

3. 復旧の応援要請

災害時における水道施設の被害は、主に管路の破損であるが、復旧にあたっては、必要資材を備蓄し、市内指定業者との連携をもとに、技術職員がすみやかに復旧作業にあたる。

復旧作業にあたっては、県、近隣市町村、日本水道協会奈良県支部等との協力、応援体制を確立し、効果的な作業進行に努める。

▶ 参照資料編 資料36. 応援要請指定業者一覧表

第2 下水道

1. 応急措置

上下水道部下水道施設班は、災害が発生した場合には、すみやかに所管施設設備の被害状況を調査し、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う他、下記の応急措置を行い、本部会議に報告する。なお、被害が生じた場合は、統括部本部運営班を通じて、県に報告する。

1	停電等によってポンプ場の機能が停止した場合、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
2	下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障がないよう応急措置を講じる。

2. 広報活動

下水道施設について応急措置を実施した場合や、管路の破断等により、使用不能に至る場合は、統括部情報班と連携して、該当処理地域に対しすみやかに周知する。

3. 復旧の応援要請

災害時における下水道施設の被害は、主に管路の破損であるが、復旧にあたっては、必要資材を備蓄し、市内指定業者との連携をもとに、技術職員がすみやかに復旧作業にあたる。

復旧作業にあたっては、県、近隣市町、奈良県下水道協会、日本水道協会関西地方支部等との協力、応援体制を確立し、効果的な作業進行に努める。

➤ 参照資料編 資料36. 応援要請指定業者一覧表

第3 一般電力（関西電力(株)）

災害発生時には、災害応急対策を組織して、被災した電力施設を早急に復旧し、市民の電力需要にすみやかに対応できるよう万全を期するとともに、災害予防体制の確立を図る。

1. 被害想定

震度7程度の震災による被害想定は、市内の支持物7,000基のうち、約3%の200基が次のような被害を受けると予測される。

電力供給の支障につながるもの	折損倒壊 63 基
	焼失 24 基
電力供給の支障につながらないもの	傾斜沈下 90 基
	ひび割れ 23 基

被害は全市に及び、上位系統からの送電が不可能となる事態も十分考慮にいれなければならない。また、道路遮断等によって、現場出動も制限されることが予測される。

2. 事業所の名称及び所在地

名 称	関西電力(株) 高田事業所
所在地	大和高田市東中2-1-1
電 話	0800-777-8051
F A X	0745-23-9559

3. 災害時の体制

災害が発生する恐れがある場合、または、発生した場合には、非常災害対策本部を設置する。

4. 災害応急対策

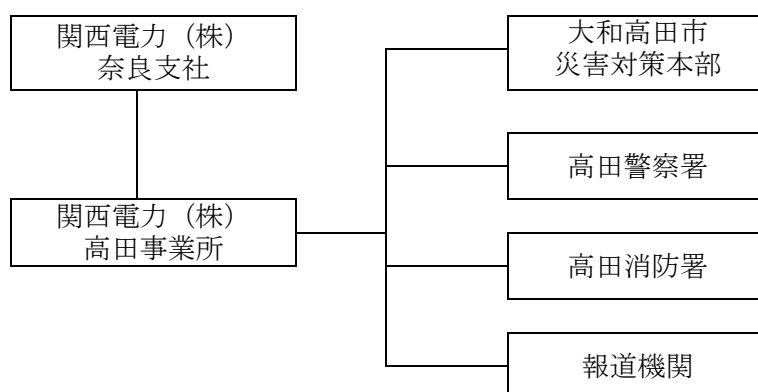
災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、奈良支社及び管下の各営業所は、災害の規模その他の状況により罹災害に係る予防または復旧対策を推進するため非常災害対策本部を設置し、電力施設の被害の未然防止及び早期復旧を図り、電力供給を確保する。

（1）情報の収集・報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、市の災害対策本部へ報告を必要とする事項はすみやかに報告する。

一般情報	気象、地象情報
	一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報、人身災害発生情報、電力施設等を除く水道、ガス、交通、放送施設、橋りょう等の公共施設をはじめとする市内全般の被害情報）
	対外対応情報（県及び他の市町村の災害対策本部、官公署、報道機関、電気使用者等への対応情報）
	その他災害に関する情報
電力施設被害情報	電力施設等の被害状況及び復旧状況
	停電による主な影響状況
	復旧資材、復旧要員等に関する事項
	その他災害に関する情報

（２） 通報・通路の経路



（３） 復旧計画

対策組織は、施設ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を立てる。

1	応急復旧要員の必要の有無
2	復旧要員の配置状況
3	復旧資材の調達
4	復旧作業の日程
5	仮復旧の完了見込み
6	宿泊施設、食糧等の手配
7	その他必要な対策

（４） 応急工事

1	復旧工事の基本方針	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。
2	応急工事基準	災害時における配電設備の具体的応急工事については、非常災害板復旧標準工法（作業指針）による迅速かつ確実な復旧を行う。

(5) 対策要員の確保

1	夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、対策要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
2	防災体制が発令された場合には、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。
3	交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(6) 復旧資材の確保

調達	対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法によりすみやかに確保する。 ①. 現地調達 ②. 対策組織相互の流用 ③. 他電力会社等からの融通
輸送	災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約している請負会社の車両、船艇等により行う。
災害資材置場等の確保	災害時において、災害資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市の災害対策本部に依頼し確保を図る。

(7) 危険予防措置

電力需要に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な措置を講ずる。

(8) 災害時の広報

1	災害の発生が予測される場合または、災害が発生した場合は、停電による社会的不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、感電事故を防止するため広報活動を行う。
2	広報の方法については、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて行う他、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5. 防災関係機関との協議

地方気象台、消防本部等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

また、県及び市の災害対策本部等の要請に応じ、対策要員を派遣して、次の事項に関し協議する。

1	災害に関する情報の提供及び収集
2	災害応急対策及び災害復旧対策

6. 防災訓練及び教育

1	災害への即応体制に資するため、復旧作業と情報連絡の習熟を主眼とした訓練をそれぞれ年1回以上行う。
2	災害に関する知識の普及を通じて、従業員及び請負工事業者に対して防災意識の高揚に努める。

第4 電気通信事業（西日本電信電話(株)）

1. 災害措置計画

災害が発生した場合または通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下の通り実施するものとする。

（1）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶したまたは輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等、疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施するものとする。

（2）通信の利用制限

災害が発生し、通信の疎通が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

（3）災害用伝言ダイヤル等の提供

災害の発生により、著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

災害用伝言ダイヤル 171	録音：171 + 1 + 被災者の電話番号 + （ガイダンスに従い）録音 再生：171 + 2 + 被災者の電話番号 + （ガイダンスに従い）再生
災害用ブロードバンド 伝言板（web171）	「web171」へアクセス（ https://www.web171.jp ） + 被災者の電話番号 + （説明に従い）登録／確認

（4）災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生または発生する恐れがある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2. 応急復旧計画

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信が著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下の通り実施するものとする。

（1）発生直後の対応

①. 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し、または発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、災害応急復旧対策等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急復旧及び災害復旧対策の活動をすみやかに実施するものとする

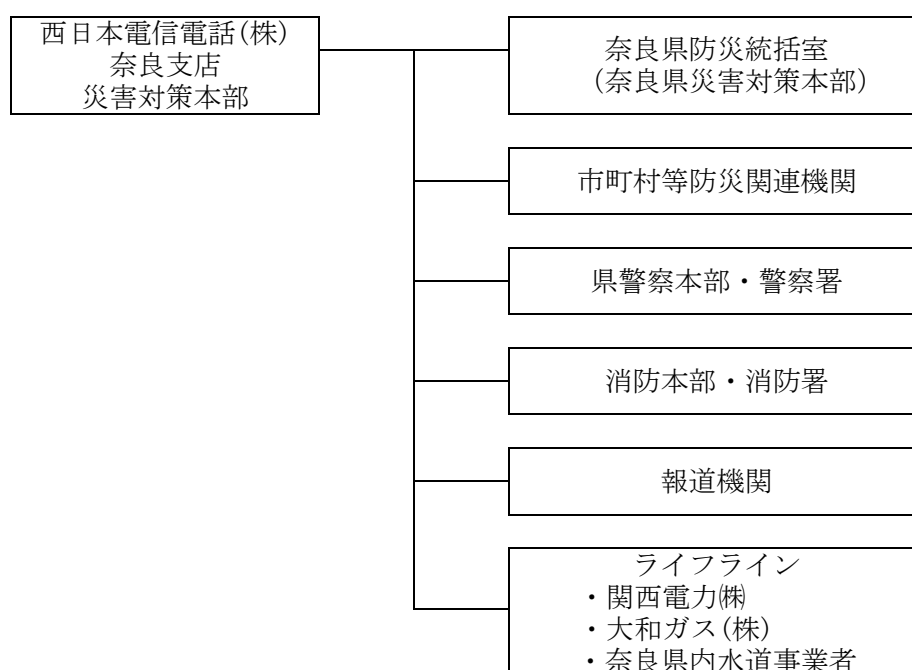
②. 災害及び防災に関する情報連絡先

連絡先	西日本電信電話株式会社 奈良支店 設備部 災害対策担当
-----	--------------------------------

所在地	奈良市下三条町1-1
代表電話	T E L 0742-23-9517 F A X 0742-23-9533
土・日・祝日及び夜間の連絡先	局番なしの113
災害時優先電話	T E L 0745-22-1416、22-1418、22-1440

③. 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、または発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被害状況・復旧対策等に関する情報を迅速、的確に収集し、必要な事項は情報連絡班が県等にすみやかに報告するものとする。



④. 情報の収集、報告

災害が発生し、または発生のおそれのあるときは、重要通信の確保若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

1	気象状況、災害予報等
2	電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
3	当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
4	被災設備、回線等の復旧状況
5	復旧要員の稼働状況
6	その他必要な情報

⑤. 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めること

とする。

1	災害発生のある恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
2	復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
3	被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、N T T西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑥. 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

1	被災者の問合せに対する受付体制を整える。
2	被害規模・内容によっては、トーク案内を行う。
3	広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
4	報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
5	有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

【 電気通信設備および回線の復旧を優先する機関等 】

順 位	復 旧 回 線
第1順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ☐ 気象機関 ☐ 水防機関 ☐ 消防機関 ☐ 災害救助機関 ☐ 警察機関 ☐ 防衛機関 ☐ 輸送確保に直接関係ある機関 ☐ 通信確保に直接関係ある機関 ☐ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ☐ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ☐ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ☐ 選挙管理機関 ☐ 預貯金業務を行う機関 ☐ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ☐ 国または地方公共団体の機関（第1順位となるものを除く）
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第5 電気通信事業（(株)NTTドコモ）

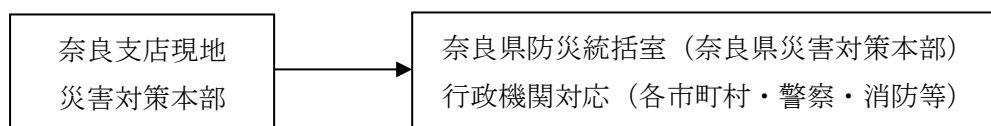
(株)NTTドコモは、災害発生により通信が途絶した場合、早期に応急復旧並びに避難所等におけるお客様支援活動を実施する。

1. 発災直後の対応

(1) 情報連絡室または災害対策の本部の設置

災害が発生しまたは発生の恐れがある場合には、災害の規模や状況により情報連絡室または災害対策の本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧対策の活動をすみやかに実施する。

(2) 災害対策情報の連絡体制



(3) 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生しまたは発生の恐れのある場合には、通信設備の被災状況を迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

1	災害の恐れのある場合、事前に復旧要員等の確保、災害対策機器類の確保と使用準備を整える。
2	被災が大規模に及ぶ場合は、本社の災害対策本部に支援要請し、(株)NTTドコモグループ総体として広域支援体制を整える。

2. 通信サービスの応急復旧

通信設備が被災し通信サービスが途絶した場合、災害対策機器及び車両を用い応急復旧措置を講じる。

1	大規模な通信の途絶等が発生した場合、被災状況を総合的に判断した上で、(株)NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で、応急復旧エリアの優先順位を見極め、行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施する。
2	応急復旧措置に用いる災害対策機器類及び車両等の使用については、(株)NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。
3	広域災害により人口密集地で通信が途絶した場合、大ゾーン基地局を運用する。
4	大ゾーン基地局の運用については、被災状況から(株)NTTドコモグループの災害対策組織の下で判断する。

3. 支援活動

1	大規模な災害発生時（震度6弱以上の地震等）には、携帯電話・スマートフォンでの安否確認ができる災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを起動する。
2	避難所等において、無料充電・衛星携帯電話等による無料通話や出張サービスコーナを開設する。開設場所については、被害状況や避難所等への収容人数により(株)NTTドコモグループの災害対策組織の連携の下で判断する。

4. 通信の利用制限

災害が発生し、通信が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

5. 災害対策機器類及び車両

(株)NTTドコモとして使用する機器及び車両は次による。

1	衛星エントランス搭載基地局車 ・ 移動基地局車 ・ 移動電源車
2	可搬型衛星エントランス基地局 ・ 非常用マイクロ等

第6 電気通信事業（KDDI（株））

KDDI（株）は、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため、災害措置計画を作成し、以下の通り実施するものとする。

1. 発生直後の対応

（1）災害対策本部（運用対策室）の設置

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により運用対策室または災害対策本部を設置し、被災地には現地対策室を設置し災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動をすみやかに実施するものとする。

（2）災害対策本部の体制

本社に災害対策本部を設置し、設備運用部門に運用対策室を設置、被災地の最寄りの支社に現地対策室を設置するものとする

（3）災害対策情報の連絡体制

災害が発生しまたは発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ情報連絡員を派遣し被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、現地対策室へすみやかに報告するものとする。

（4）被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生しまたは発生のおそれがある場合には、通信設備の被災の全容を迅速に把握し、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

1	災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
2	復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
3	被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、KDDI（株）グループ総体として広域復旧体制を整える。

（5）防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

2. 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

1	被災等の問合せに対する受付体制を整える。
2	被害規模・内容をホームページ等で案内を行う。
3	報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
4	有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

3. 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。

1	移動基地局車による応急対策の実施
2	動電源車による停電基地局の応急復旧
3	可搬型基地局、可搬型電源装置による応急復旧

4. 通信の非常疎通措置

1	災害に際し、通信の疎通に重要な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用により、臨機の措置を執るとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
2	災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

第7 電気通信事業（ソフトバンク（株））

ソフトバンク（株）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

1. 顧客への発災時の支援

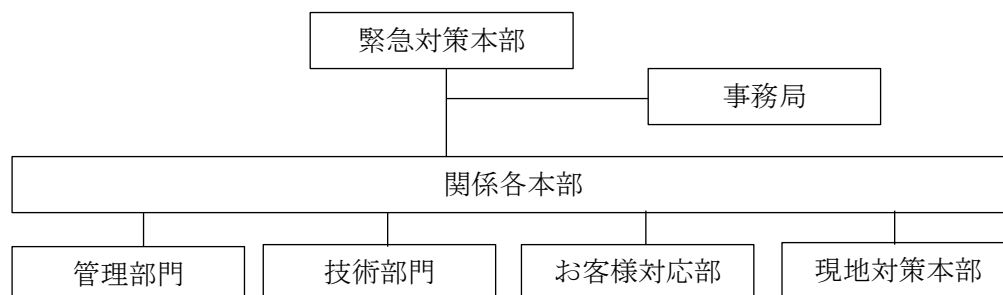
1	発災情報の通知
2	被災情報の相互連絡
3	貸出用携帯電話等の配備
4	位置情報通知システム
5	WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
6	WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

2. 通信サービス確保の対策

(1) 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンクグループが各事業分野における被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、通信関連事業を担うソフトバンクグループの緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

【 緊急対策本部 体制図 】



(2) 通信の確保・維持

災害等に際し次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和の緩和及び重要通信の確保を図る。

1	応急回線の作成、網措置など疎通確保の措置をとる。
2	通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
3	非常、緊急通話は関連法の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱う。
4	警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
5	電気通信事業者との連携をとる。
6	災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地対策本部等に形態電話等の貸し出しに努める。
7	地震等の発生により、著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等をすみやかに提供する。

3. 通信エリアの復旧と確保

ソフトバンク(株)では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

1	停電基地局の発電機設備による電源確保
2	移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置 ①. 移動無線基地局車 ②. 可搬型衛星基地局
3	新規伝送路確保による既存基地局復旧
4	基地局の建て直し
5	燃料調達
6	移動電源車
7	周辺基地局によるエリア救済
8	代替基地局設備の導入

4. 災害時通信サービス

1	緊急速報メール
2	災害用伝言板サービス
3	災害用音声お届けサービス
4	WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

5. 災害時における広報

災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行う他、必要に応じてホームページ等により、直接該当被災地に周知する。

第8 都市ガス（大和ガス（株））

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

1. 応急対策方針

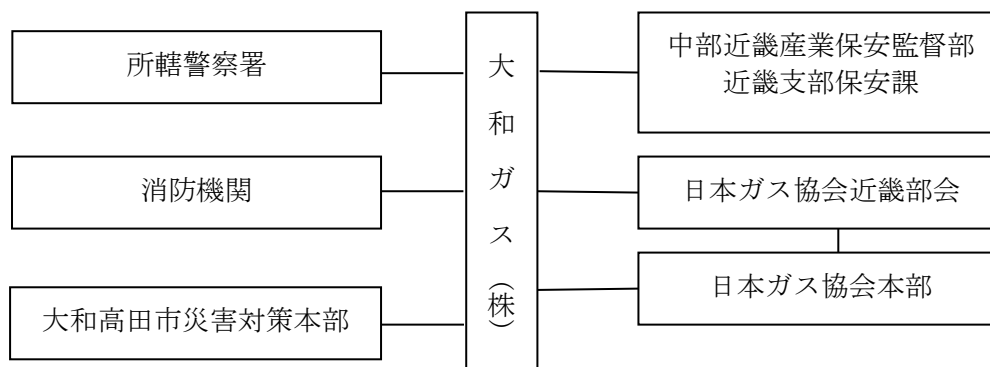
災害発生時には、保安規程に基づいて作成した「地震対策実施要領」、「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」に基づき、本社管理本部に対策本部を設け、地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。

なお、本社には、停電対策として非常電源装置の運転及び無線連絡の確保を図る。

連 絡 先	大和ガス(株) 管理本部
所 在 地	大和高田市旭南町8-36
代 表 電 話	T E L 0745-22-6230 F A X 0745-22-6211

2. 連絡体制

災害発生時の被害状況や供給停止等の緊急措置、応急復旧にかかわる情報連絡や救援要請を行うため日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づいて、災害発生時に連絡すべき関係機関と連絡体制を次のように定める。



3. 情報の収集、伝達及び報告

1	ガス設備（整圧器、中圧導管、主要低圧導管等）の被害状況
2	道路、橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等
3	出勤途上で二次災害のおそれがあるガス設備の支障を発見した場合は、すみやかに対策本部へ連絡するとともに、住民避難、警察、消防への連絡等の対応を適正に行う。

4. 応急対策要員の確保

1	気象予報(暴風、水害)に注意して「対策実施要領」に準じて(A、B、C号の発令) 平常時でも要員の確保を図る。
2	大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。

5. 災害広報の実施

ガスの漏洩、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

6. 二次災害危険防止対策の実施

1	災害に備えて（地震、暴風、水害等）整圧器基地、供給所、橋梁管、中・低圧路線のブロックバルブ、集合住宅の緊急遮断弁（ESV）等の巡回、点検、整備を行う。
2	他工事現場の立会い、見廻りと立会協議事項の順守に重点をおく。
3	ガス路線（中・低圧）の漏洩調査を継続的に実施する。

7. 応急復旧対策の実施

1	情報収集から復旧計画書（予め作成）により重要路線及び災害甚大地域から行う。
2	被害箇所の修繕を行い、被害が比較的軽微な地区については安全を確認したうえでガスの供給を再開する。

第12節 障害物除去計画

災害によって生じた土砂、流竹木等の障害物が日常生活及び道路交通等障害となる場合、緊急輸送道路や防災拠点の機能回復に必要な障害物除去を最優先した上で、市民生活の復旧に向けた必要な障害物除去を行い、生活の保護と、被災者の救護、交通路の確保を図る。

第1 実施責任者

道路に運びこまれた障害物にあっては道路法（昭和27年6月10日法律第180号）に定める道路管理者が行う。

住居またはその周辺に運ばれた障害物によって日常生活に著しく支障をきたす状態で、居室、炊事場等生活に欠くことができない部分または玄関等に障害物が運びこまれたため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去できない者であって、住家の半壊または床上浸水した者に対し市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うものとする。

第2 実施方法

障害物除去は、生活基盤部被害調査班及び、消防機関が協力して編成して実施する。また、必要に応じて土木建設業者の協力要請または知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

第3 障害物除去の費用の限度額と期間等

障害物除去の費用の限度額と期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

なお、障害物の除去を実施した場合、次の書類を整備し保管するものとする。

1	障害物除去の状況記録簿
2	障害物除去費支出関係証拠書類

➤ 参照資料編 様式24. 障害物除去の状況記録簿

第4 障害物の集積所

集積所は、クリーンセンター（大和高田市大字今里川合方）隣埋立地とする。

第13節 災害廃棄物の処理・清掃

災害時に排出される廃棄物（浸水、倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、計画的な処理を図るため、市が実施する対策について定める。

第1 がれき等の処理

1. 情報の収集等

がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

2. 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、できる限り生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

第2 生活ごみの処理

1. 情報の収集等

生活ごみの処理を計画的に実施するため、①ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、②避難所等の場所、避難人員等を勘案し、ごみの発生量を把握し、県に報告する。

2. 処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。

ごみの集積場所は、冠水等による流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、市民に集積場所及び収集日時の周知を行う。

やむを得ず一時的な保管等が必要となる場合は、できる限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場や埋立地を確保し、迅速な処理を行う。

第3 し尿処理

1. 情報の収集等

処理を計画的に実施するため以下の情報をとりまとめ、県に報告するとともに、処理委託業者やし尿くみ取り業者と情報を共有し、適正かつ迅速な処理に努める。

1	し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
2	避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数
3	倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測
4	下水道等の被害状況、復旧見込み

2. 処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。

仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿汲み取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

なお、避難所等においてはマンホールトイレの活用を図り、汲み取り処理の軽減を図る。

第4 廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第5 広域支援

1. 支援要請

市は、がれき等生活ごみ、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項をできる限りすみやかに県に報告する。

1	災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
2	支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
3	支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
4	その他必要な事項
5	連絡責任者

2. 支援

市の対応能力に余力がある場合、被災市町村を支援するため市は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

1	処理（収集、運搬、破碎、焼却、理立等）
2	処理に必要な資機材等の提供
3	処理に必要な職員等の派遣
4	処理に関し必要な行為

第14節 住宅応急対策

災害により長期の避難生活が必要な被災者が発生した場合は、すみやかに被災者の状況を把握し、市営住宅など住宅等の確保を図るものとする。ただし、災害時の住宅対策は県地域防災計画の定めるところによることとなっているため、県と連携し、住宅等の確保・供給を図る。なお、知事から委任されたときは、知事の補助機関として市長が行うものとする。

第1 応急仮設住宅対策

1. 対象者

住家が全焼、全壊、流失した者であって居住する住家がなく自らの資力では住宅を建設することができない者とする。

2. 設置の方法及び用地の選定

1	応急仮設住宅は県地域防災計画の定めるところにより、県が実施する。
2	応急仮設住宅は原則として組立ハウスとする。
3	応急仮設住宅用地は原則として国、県、市有地とする。災害地域その他を考慮して選定するものとする。

3. 建築の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、ただちに設置するものとする。

4. 住宅の供与及び期間

1	応急仮設住宅は、罹災者に一時居宅の場所を与えるための仮設住宅であるので、入居させる際、あらかじめこの趣旨を十分徹底させ、なるべく早い機会に他の住宅に転居するよう措置するものとする。
2	罹災者に供与できる期間は建築工事完了の日から2か年以内とする。

5. 災害救助法の適用

応急仮設住宅の対策にあつて、災害救助法の適用を受けた場合については、災害救助法にかかる災害救助基準による。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第2 住宅応急修理対策

1. 対象者

災害によって住家が半壊し、半焼し、当面の日常生活を営むことが困難で、自らの資力で応急修理ができない者とする。

2. 応急修理戸数

半壊、半焼した世帯数の3割の範囲内において災害の状況及び罹災者の経済能力等考慮して決定する。

ただし、やむを得ない事情のあるときは、他の市町村と修理戸数を融通するものとする。

3. 応急処理の方法

原則として組立ハウスとする。

4. 応急修理期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

5. 災害救助法を受けた場合の費用

居室炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対し、現物をもって行うものとし、災害救助法の適用を受けた場合については、災害救助法にかかる災害救助基準による。

▶ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

第3 市が管理する住宅施設の応急対策

災害応急対策の円滑な実施を図るため、市営住宅等の市が管理する住宅施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、必要に応じて応急対策を実施する。

1. 点検及び調査

生活基盤部住宅建設班は、市営住宅等の市が管理する住宅施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に実施する。

2. 応急対策

生活基盤部住宅建設班は、点検及び調査に基づき、必要に応じて応急対策を実施する。

3. 応急措置が可能なもの

1	危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
2	機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
3	電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡・調整し、連携して対応を実施する。

4. 応急措置の不可能なもの

1	二次災害防止措置として、退去や立入制限等の措置を講じる。
2	防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第4 住宅に関する相談窓口の設置等

生活基盤部住宅建設班は、応急仮設住宅、空家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置し、県や建築士事務所協会等の関連団体が設置する相談窓口との連携を行う。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と共同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等の措置を講じる。

第15節 文教対策計画

第1 応急措置

1. 安全確保

学校園長は、学校園防災計画に準じて、状況に応じた適切な緊急避難の指示を与え、児童、生徒、教職員等の安全を確保する。

(1) 校内での応急対策

1	児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
2	施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
3	非常持ち出し品の搬出を指示する。
4	避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対策

1	通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
2	避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。 下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
3	保護者に対して、正確な情報をすみやかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(3) 学校園行事（校外）における応急対策

1	現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。 同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
2	全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
3	保護者に対して、正確な情報をすみやかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(4) 報告

学校園長等は、災害の状況についてすみやかに報告する。

1	公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
2	公立の高等学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。

第2 応急教育

1. 応急教育の実施

学校園長等は、学校教育活動や保育活動が正常に実施されるまでの間、教育部学校教育班あるいは救援部保育所班と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、または、短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

1	教育部学校教育班あるいは救援部保育所と連絡をとり、被害及び応急教育あるいは保育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。 災害規模や被害の程度によっては、専門家（被災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。
2	学校園長等は、施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育部学校教育班あるいは救援部保育所班と相談の上、応急教育等実施の時期を決定する。
3	学校等への避難所利用が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設あるいは仮設校舎等の建設により対応する。
4	学校園長等は、授業、保育の再開に向けて、学校園の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等、授業の再開に支障をきたす時は、教育部学校教育班あるいは救援部保育所班と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

1	できるだけすみやかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
2	休校休園や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
3	児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2. 教職員の確保等

教育部学校教育班あるいは救援部保育所班は、災害により学校教育活動や保育活動が中断することのないよう、応急教育、応急保育実施のための施設または教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

災害のため教員に欠員が生じた場合は、県に対し不足教員の緊急派遣を求め、また各学校相互間に援助し合い、学校教育の正常な運営に支障のないよう努めるものとする。

第3 児童・生徒等に対する援助

1. 教科書及び学用品の給与

災害により学用品等を喪失または破損し、就学上支障のある小中学生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、これら生徒の就学の便を図る。

(1) 被災生徒の掌握

教育部学校教育班は、災害時、直ちに学校長に連絡するとともに、協力を求め、迅速に、被災生徒の掌握に努めなければならない。

(2) 所要教科書等の支給

1	教育部学校教育班及び学校長は所要教科書の種別及び部数を各学級別に掌握し、教科書等関係者の協力を得て調達に努めるものとする。
2	災害救助法が適用され、罹災生徒に学用品等の給与が行われる場合は、県から送達を受け、罹災生徒に配布する。

(3) 文教施設の応急復旧対策

1	被災により早急に修理を必要とするものについては、市内の建設業者に依頼して施工する。
2	被害区域が小範囲の場合は、影響を受けていない学校その他利用できる図書館、総合体育館等の施設を利用できるよう態勢を整えるものとする。
3	被害区域が全市にわたり教育施設が全面的に収容施設、その他に利用される場合はそれぞれの施設内の一部または、他の利用可能施設の範囲内において二部授業または圧縮学級の編成を図り、できる限り休校となるのを避けるものとする。

(4) 学用品の給与範囲及び費用

学用品の給与範囲及び費用については災害救助法にかかる災害救助基準による。

➤ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

2. 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が災害により、授業料等の免除を必要とするときは、奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月31日条例第9号）に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免の措置を講じる。

3. 転出、転入の手続き

県教育委員会及び市教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じすみやかかつ弾力的措置をとる。

4. 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地城関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第16節 文化財の応急対策

文化財は、市の歴史文化を象徴するものであることから、応急対策として文化財の保護を図るものとする。また、応急対策の方法は、文化財の種別や災害の種類により異なるが、文化財的価値を損なわぬように対処するとともに、被害の拡大を防ぐことを重点に行う。

第1 被害状況の把握

指定文化財の所有者または管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況をすみやかに、市教育委員会を通して県教育委員会へ報告する。

なお、災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者または管理者は市教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

第2 被害状況の調査と応急措置

県よる現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があるると判断された場合は、所有者及び管理者は県の指示により、応急措置を講じる。

第3 復旧対策

下表「文化財災害応急措置」により、被害状況の調査結果をもとに、所有者及び管理者は県教育委員会とともに、今後の復旧計画の策定を行う。

1. 火災	①. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取り扱いは専門家の指示に従う。 ②. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。 ③. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2. 風水害	①. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 ②. 水 損 火災の水損に準じる。
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。 美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが困難な場合は、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第17節 公安警備計画

市民の避難誘導、救助、交通規制及び犯罪の予防等を実施し、市民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、警察と連携し、必要な警備体制を確立して、市民の避難誘導、救助、交通規制及び犯罪の予防等を実施する。

第1 災害警備

警察が実施する災害警備計画と連携し、市民の安全を確保するため、避難誘導や交通規制を行うとともに、地域安全活動を自治会等と協働して実施し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

警察の警備体制及び必要な措置並びに活動は次の通り行う。

1. 注意報体制

注意報体制による活動は以下の通りである。

1	気象予報の伝達
2	注意報計画に基づく体制の確立
3	雨量、水位等災害情報の収集と報告
4	災害予測区域に対する危機防止措置の勧告と警らの強化
5	被害調査
6	装備資器材の点検整備
7	関係機関との連絡

2. 警報体制

警報計画に基づく体制を確立し、注意報体制による措置の他次の活動を行う。

1	警備部隊の待機と配置
2	危険区域に対する事前措置の徹底と避難の指示並びに誘導
3	避難立ち退き地区の警戒
4	被災者の救助、救護活動
5	警戒区域の指定とその措置
6	感電その他の危険防止
7	行方不明者の捜索と死体の検視
8	交通情報の収集と交通の指導、取締り及び規制案内
9	緊急輸送の確保
10	暴利行為、漂流物等の取締り及び規制案内
11	危険物の取締り
12	犯罪の予防と鎮圧
13	人心の安定を図るための情報収集
14	広報活動の徹底
15	給食の準備と配給

16	警備体制解除後の警ら、巡回連絡の強化
17	災害警備実施状況ならびにその反省検討結果の報告

第2 交通規制

市は、消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、県公安委員会、県警察（高田警察署）に、交通規制を要請する。

1. 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行う。

【 交通規制の実施責任者及び範囲 】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1) 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	災害が発生し、または発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1条
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
		道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

※道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

2. 道路管理者による交通規制

県警察（高田警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

（1）市の管理道路

生活基盤部被害調査班は、道路の破損、破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、高田土木事務所、県警察（高田警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

（２） 県の管理道路

災害対策本部は、関係機関相互の協議・報告によって、県の管理道路の通行の禁止または、制限の実施を支援する。

（３） 国の管理道路

災害対策本部は、関係機関相互の協議・報告によって、国の管理道路の通行の禁止または、制限の実施を支援する。

3. 県公安委員会、県警察（高田警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難場所の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通道路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等、交通規制を行う。

4. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5. 災害時における車両の移動等

道路管理者は、その管理する道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより罹災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に周知するとともに、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を講じる。

この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損すること及び、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することができる。

6. 相互連絡

生活基盤部被害調査班は、奈良国道事務所、高田土木事務所、県警察（高田警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

7. 交通規制の標識等の設置

生活基盤部被害調査班は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一

時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

8. 広報

統括部本部運営班・生活基盤部被害調査班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置の他、県警察（高田警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、統括部情報班を通じ、規制内容、迂回路等について広報する。

9. 運転者の義務

震災時には運転者は次の措置をとらなければならない。

（１）走行中の車両の運転者の遵守事項

1	できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
2	停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
3	車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

（２）交通規制が行われている区域または道路の区間での運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)における一般車両の通行は、禁止または制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

1	すみやかに車両を次の場所に移動させること。 ①. 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ②. 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
2	すみやかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
3	通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わない場合や運転者が現場にいない場合は措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第18節 大規模交通災害応急対策計画

大規模な鉄道災害が発生した場合には被害の拡大防止に努め、すみやかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

第1 警戒活動

各鉄道施設管理者（西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)）は気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

1	列車の緊急停止、運転の見合わせまたは速度制限の実施
2	適切な車内放送、駅構内放送の実施
3	安全な場所への避難誘導等

第2 交通の確保

各鉄道施設管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じる。

1. 被害状況の報告

1	生活基盤部被害調査班は、災害が発生した場合には、すみやかに所管鉄道施設・設備の被害状況を調査し、本部会議に報告する。なお、被害が生じた場合は、統括部本部運営班を通じて、県に報告する。
2	各鉄道施設管理者は、すみやかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市災害対策本部または県に報告する。

2. 鉄道管理者における対応

1	あらかじめ定めた基準に基づき、列車の緊急停止、運転の見合わせまたは速度制限を行う。
2	負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、奈良県広域消防組合、県警察（高田警察署）に通報し、出動の要請を行う。
3	乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第3 応急復旧対策

鉄道施設の管理者は、都市機能を確保するため、すみやかに交通機能の維持・回復に努める。

1. 障害物の除去

鉄道及び周辺道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

2. 各施設管理者における復旧

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

1	線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な応急復旧を行う。
2	被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
3	運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡する。

第19節 災害における業務継続計画

危機事象発生時に、応急対策業務の実施とあわせて、通常業務で継続実施すべき「優先的通常業務」をなるべく中断させず、もしくは中断してもできる限り早期に復旧するために必要な資源の確保及び配分を行う。

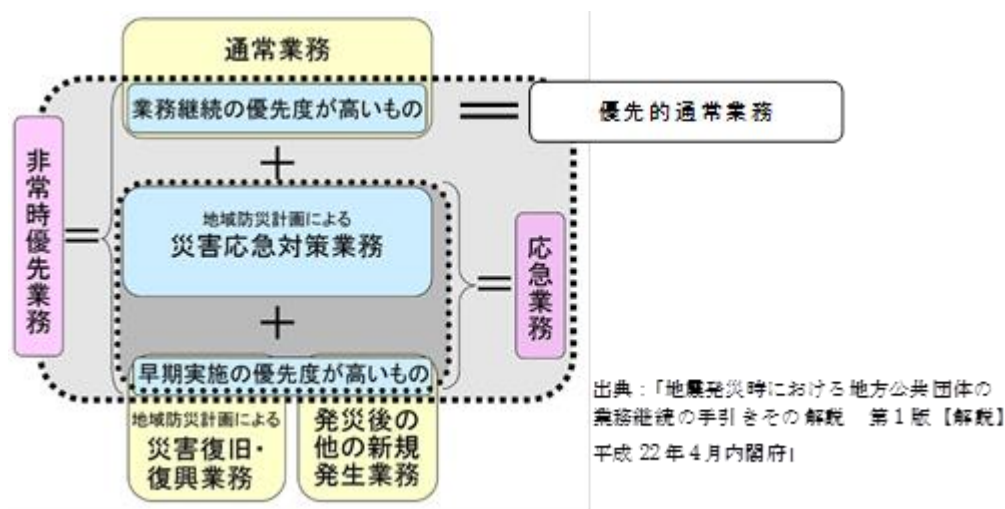
そのため、事前に優先的通常業務を指定し、応急対策業務の実施と合わせて優先的通常業務の継続を最優先する。

優先的通常業務以外の通常業務は、応急対策業務及び優先的通常業務の実施に支障のない範囲において順次再開を図る。

【 優先的通常業務 】

内閣府による地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きその解説 第1版【解説】においては、災害応急対策業務と災害復旧・復興業務の中で早期実施の優先度が高いもので構成される応急業務と、通常業務の中で業務継続の優先度が高いとされる非常時優先業務と定めている。

本計画においては、非常時優先業務の一部を構成する通常業務の業務継続の優先度が高いものを「優先的通常業務」として業務継続計画を策定する。また、応急対策業務については、地域防災計画の各章に定めた内容に従って対応を行うものとする。



第1 災害における業務継続計画の発動・解除

1. 発動の判断基準

業務継続計画の発動は、下表の判断基準に基づき決定権者が発動する。ただし、「第2次配備」の場合は自動的に発動したものとする。

判断基準		判断に資する情報源
1	第2次配備（震度6弱以上、相当な影響の予想）	気象台の発表する情報
2	第1次配備（震度5強、警戒宣言・相当な影響の予想）	第1次情報

3	業務に必要な資源（人的、施設、設備、ライフライン等）の利用・確保が困難な状況	第1次情報 担当部署等からの報告
---	--	---------------------

2. 発動の決定権者

業務継続計画の発動の決定権者は本部長とする。ただし、本部長が不在等の場合は、下記の順位で本部長権限を委譲する。

【 本部長権限の委譲順位 】

第1位（代理権者）	第2位（代理権者）	第3位（代理権者）
副本部長（副市長）	市民生活部長	企画政策部長

3. 業務継続計画の解除

業務継続計画の発動から受援が本格化する2週間後以降において、人的な資源が応急業務及び非常時優先継続業務に十分対応できるなど資源配分の調整が必要なくなった時点を目安に発動決定権者が業務継続計画の解除を行う。

第2 業務継続計画の体制

1. 実施組織の確立

業務継続計画の実施体制は、災害対策（警戒）本部が設置される場合においては、本部長の直轄組織として、BCP部を設置し、本部長が部の実行責任者を任命する。

BCP部長に任命された責任者は、災害対策本部の各部と調整し、優先的通常業務の復旧、継続にあたる構成員を指名し、実施組織を確立する。

勤務時間外に緊急事象が生じた場合の参集についても上記と同様の取り扱いとする。

2. 実施体制の確保

優先的通常業務の選定を踏まえ、優先的通常業務を通常業務で担当する部署において継続に最低限必要な資源（人員・設備等）を勘案し、優先的に資源を再配分することで、実施体制を確保する。

実施体制の確保においては、緊急事象の発生時から12時間後、1日後の参集率を勘案し、特に臨機応変な判断が求められる命令指揮を担う課長以上の人員の適正な再配分が重要な要素となり、応急業務での実施体制とのバランスが課題となることが予測されるため、想定訓練などを通じた対応力の強化が必要である。

第3 業務継続計画の事前対応

1. 優先的通常業務の設定

危機事象の発生時においても、市民生活や地域経済活動に重大な影響を与える行政サービスと、行政サービスの継続を行う上で市の組織機能を維持するために不可欠な業務も含めて、優先的通常業務として選定を行う。

上記の条件から優先的通常業務は、93業務を選定した。以下に選定した業務を記載する。

部	課	係	分掌する事務	業務内容	発生時期
総務部	法務課	法務係	法令解釈及び運用に関すること。	発生する事象に対する迅速な対応・調整	発生時期
			葛城広域行政事務組合との連絡調整に関すること。	発生する事象に対する迅速な対応・調整	発生時期
企画政策部	秘書課	秘書係	市長及び副市長の秘書に関すること。	市長・副市長のスケジュール管理・調整	発生時期
			市長及び副市長の事務の引継ぎに関すること。	事務引継書の作成等	発生時期
	広報広聴課	広報広聴係	市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。		発生時期
			市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。		発生時期
			市のホームページの管理運営に関すること。		発生時期
		情報管理係	コンピュータシステムの管理運営及びサポートに関すること。	各業務システム等の運用・管理	発生時期
			コンピュータシステムの利用により処理される個人情報の保護に関すること。	各業務システム等の運用・管理	発生時期
			総合行政ネットワークの管理運用に関すること。	他団体との連携	発生時期
	人事課	人事グループ	職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること。	職員の任免	発生時期
			職員の定数及び配置に関すること。	人事配置	発生時期
			職員の給与、旅費及び勤務条件に関すること。	職員の給与	発生時期
			市長部局以外の各機関との人事及び給与に係る連絡調整に関すること。	市長部局以外の各機関との人事及び給与	発生時期
			市町村職員共済組合、公務災害補償及び社会保険に関すること。	健康保険業務	発生時期
総務部	総務課	総務管財係	公有財産の総括に関すること。	緊急避難場所及び資材置き場の確保	発生時期
			庁舎の維持管理及び電話交換に関すること。	緊急連絡機能の確保	発生時期
			公印（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。	公文書押印	発生時期
			公用車、重機等の整備及び管理に関すること。	緊急車両の確保	発生時期
			公用車の運行管理に関すること。	緊急車両の運行管理	発生時期
市民生活部	市民課	窓口係	住民基本台帳に係る届出の受付に関すること。	住所異動・世帯異動届出の受付	発生時期
			戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関すること。	証明書等の申請受付・発行	発生時期
			印鑑登録に関すること。	印鑑の登録・改印・廃止	発生時期
			中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関すること。	外国人住民の居住地届出・登録	発生時期
			埋火葬の許可に関すること。	死亡届の受付・埋火葬許可証の発行	発生時期
			行政サービスコーナーとの連絡に関すること。	証明書等発行の可否の照会	発生時期
			住民基本台帳の整備及び記録の管理に関すること。	住民基本台帳の基幹システムの運用・管理	発生時期
			住居表示に関すること。	住居教示番号の付番・台帳管理	発生時期

部	課	係	分掌する事務	業務内容	発生時期
			住民基本台帳ネットワークシステムの運営に関すること。	住民基本台帳ネットワークシステムの運用・システム管理	通年発生
	市民課	戸籍係	戸籍に係る届出の受付に関すること。	婚姻・離婚・出生・死亡等戸籍届出の受付	通年発生
			戸籍の整備及び記録の管理に関すること。	記載・訂正等、戸籍の整備・管理	通年発生
			戸籍の附票の作成に関すること。	住民基本台帳との連携で戸籍附票の作成・整備	通年発生
			破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関すること。	法務省・地方検察庁からの通知に基づき、データの整備・管理を行う	通年発生
			身分事項及び身分証明に関すること。	身分証明書の作成・交付	通年発生
	市民課	年金係	国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。	国民年金被保険者の資格取得・喪失の届出の受付と報告	通年発生
			国民年金保険料の免除等に関すること。	国民年金保険料の免除申請の受付・審査	通年発生
			国民年金裁定請求に関すること。	国民年金の新規受付	通年発生
			老齢福祉年金に関すること。	老齢福祉年金の申請受付	通年発生
	まち振興課	市民交流センター係	大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成28年規則第40号）第3条各号に掲げる業務の取扱いに関すること。	行政サービスコーナーの維持が必要	通年発生
福祉部	社会福祉課	地域福祉係	民生委員に関すること。	災害時の支援体制	通年発生
			老人クラブの支援及び敬老事業の実施に関すること。	敬老事業について、イベントの中止の連絡	7月～9月に発生
			ひとり暮らしの高齢者等に係る緊急通報装置に関すること。	災害時の支援や確認	通年発生
			行旅死亡人の取扱いに関すること。	災害時に死亡者でた場合の対応	通年発生
		障害福祉係	身体障害者福祉に関すること。	福祉サービスの状況把握	通年発生
			知的障害者福祉に関すること。	福祉サービスの状況把握	通年発生
			精神保健及び精神障害者福祉に関すること。	福祉サービスの状況把握	通年発生
			身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関すること。	災害時の支援資料提供のため	通年発生
福祉部	保護課	保護グループ	生活保護の決定及び実施に関すること。	生活保護の決定及び実施	通年発生
			行旅病人の取扱いに関すること。	生活保護の決定及び実施	通年発生
		庶務係	生活保護に係る経理に関すること。	生活保護費の支給	通年発生
		生活困窮者自立支援係	生活困窮者の自立支援に関すること。	生活困窮者の相談及び支援の実施	通年発生
	こども家庭課	こども家庭グループ	児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関すること。	児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給	通年発生
			母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関すること。	母子及び父子家庭自立支援給付金の支給	通年発生
			家庭児童相談室に関すること。	通報時の虐待対応	通年発生
保健部	健康増進課	保健予防係	妊産婦等に対する保健指導に関すること。	妊娠・出産・虐待・自殺等生命に危険が高い妊産婦等に対する保健指導	通年発生

部	課	係	分掌する事務	業務内容	発生時期
	地域包括ケア推進課		新生児及び妊産婦の訪問指導等に関すること。	妊娠・出産・虐待・自殺企図等生命に危険が高い新生児・妊産婦等に対する訪問指導等相談・調整	通年発生
			結核及び感染症の予防に関すること。	感染症発生時の迅速な対応と予防対策	時期未定
			保健センターの管理に関すること。	救護事象の発生予防と発生には、迅速に対応できる環境と体制の整備	時期未定
		事務係	課内の他の係の補助に関すること。	支援関連の厚労省や県からの事務文書や指示が増大する可能性が高いため、その事務処理を担当	通年発生
		推進係	高齢者の包括支援施策の企画及び総合調整に関すること。	通常の介護保険サービス利用の提供の継続	通年発生
			高齢者の包括支援施策の企画及び総合調整に関すること。	発災時緊急支援	通年発生
			高齢者の総合相談及び課題解決の支援に関すること。	通常の窓口の対応	通年発生
			高齢者の総合相談及び課題解決の支援に関すること。	発災時に起こる課題への対応	通年発生
			介護予防マネジメントに関すること。	緊急対応用のケアマネジメントの実施、ケアプランの書き換え	通年発生
			包括的・継続的マネジメントに関すること。	介護支援専門員からの依頼要請、相談への対応	通年発生
			前各号に掲げるもののほか、地域包括支援センター業務に関すること。	福祉避難所への対応や被災住宅への調査等	通年発生
			前各号に掲げるもののほか、地域包括支援センター業務に関すること。	介護予防支援に関すること	通年発生
	保険医療課	国保係	国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関すること。	資格取得喪失・証等の発行	通年発生
			国民健康保険の給付に関すること。	給付申請の受付・支給	通年発生
			国民健康保険税の賦課に関すること。	税額の通知・納付書の発行	通年発生
		医療係	乳幼児医療費、児童医療費、ひとり親家庭等医療費、老人医療費、心身障害者医療費及び重度心身障害老人等医療費の助成に関すること。	資格取得喪失・証等の発行 給付申請の受付・支給等	通年発生
			奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。	資格取得喪失・証等の発行 給付申請の受付・支給等	通年発生
環境建設部	美化推進課	美化推進係	し尿処理に関すること。	し尿収集委託業務	通年発生
上下水道部	水道総務課	総務係	入札及び契約に関すること	工事等の入札や契約	通年発生
			経理に関すること	支払業務等	通年発生
		料金係	水道料金等の調定に関すること	毎月の水道料金算定	通年発生
	水道工務課	工務グループ	課内の他のグループの補助に関すること	管理・給水グループの応援	通年発生
		管理・給水グループ	県営水道の受水に関すること	県営水道との受水状況の確認と受水確保	通年発生
			水圧調整に関すること	受電及び自家発施設による電源確保、ポンプ制御	通年発生
監査委員事務局	事務局	監査係	公印の保管に関すること	発生時に有無の確認、その後、重要管理	通年発生
			法令、その他規程に基づく監査、検査、審査、調査等の執行に関すること	定期監査、例月出納検査、決算審査等	通年発生

部	課	係	分掌する事務	業務内容	発生時期
教育委員会	学校教育課	学校教育係	生徒及び児童の就学、入学、転学、退学に関すること	就学、入学、転学、退学等	通年発生
			学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導及び進路指導	通年発生
			学校教育指導に必要な調査統計に関すること	児童生徒の出席状況の把握等	通年発生
会計	会計課		現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の受入れ、払出し及び保管	通年発生
			小切手の振出し及び現金支払に関すること。	支出命令書等に係る支払金の小切手の払出し及び窓口での現金払い	通年発生
			有価証券（公有財産及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。	有価証券（公有財産及び基金に属する現金を含む。）の受入れ、払出し及び保管	通年発生
			現金及び財産の記録管理に関すること。	支払金の集計及び現金残高の確認	通年発生
			決算の調製に関すること。	歳入歳出決算額の確認調整及び決算書の作成	4月～6月に発生
			歳入歳出外現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関すること。	歳入歳出外現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の受入れ、払出し及び保管	通年発生
			支出負担行為の確認に関すること。	支出の原因、内容が法律等に違反していないこと及び予算に基づいて行われていることの確認	通年発生
			支出命令書の審査に関すること。	支出の原則に基づいた適正な事務処理が行われているかの審査	通年発生
			市税、税外収入その他の収入の確認等に関すること。	収入状況の確認及び原課への通知	通年発生

2. 活動資源の確保

（1）物的資源【活動場所】の確保

活動場所の確保	事業継続においては、市庁舎を活動場所として本部と対応班を設置して実施する。想定外の緊急事象（震災、火災、有毒ガス等）においては市庁舎が利用できないケースも想定される。そのため、市庁舎が使用不能と判断された場合の代替拠点の利用について、市庁舎復旧整備に合わせて、段階的な順位を設定する。
災害対策本部の設置場所	第1順位：市庁舎 第2順位（代替施設）：市民交流センター
執務スペースの確保	非常時優先継続業務に関する執務スペースは、市庁舎での活動が継続できる場合は通常時に執務していたスペースを基本とする。 ただし、上記のように庁舎が使用不能となった場合には、代替拠点において最低限必要となる執務面積を算定し、今後作成する「代替拠点移転マニュアル」に執務面積を記載していくものとする。

(2) 業務継続に必要な活動資源

優先的通常業務を実施していくために必要となる活動資源は下記の通りである。

分類	資源項目	内容
物的資源	庁舎	活動場所、執務環境
	設備	専用システム、専用端末
	ライフライン	電気、ガス、上水道、下水道
	通信網	電話、インターネット
	備品・消耗品	専用品もしくは大量に必要な備品・消耗品
人的資源	職員	
	応援の人材	国・県・他自治体等の派遣職員、専門ボランティア

優先的通常業務における必要な物的資源の設備、ライフライン、通信網、備品・消耗品について、業務ごとに下記の通り示す。

必要な物的資源の確保については、災害予防計画における備えの一環として対応策を講じていくものとする。

部	課	係	業務内容	電気	ガス	水道	電卓	郵便	庁内通信	インターネット	端末PC	その他
総務部	法務課	法務係	法令解釈及び運用に関する事象に対する迅速な対応・調整				○			○	○	
			発生する事象に対する葛城広域行政事務組合との対応・調整				○			○	○	
企画政策部	秘書課	秘書係	市長・副市長のスケジュール管理・調整				○	○			○	
			市長及び副市長の事務引継書の作成等						○		○	
	広報広聴課	広報広聴係	市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。	○			○		○		○	
			市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。	○			○				○	
			市のホームページの管理運営に関すること。	○			○		○	○	○	
		情報管理係	各業務システム等の運用・管理	○			○		○	○	○	サーバー・機器類
			各業務システム等の個人情報の保護に関する運用・管理						○		○	
			他団体との連携	○			○		○	○	○	
	人事課	人事グループ	職員の任免								○	
			人事配置								○	
			職員の給与				○			○	○	
			市長部局以外の各機関との人事及び給与				○			○		
			健康保険業務				○	○				
総務部	総務課	総務管財係	緊急避難場所及び資材置き場の確保	○	○	○	○					
			緊急連絡機能の確保	○			○					
			公文書押印の管理						○			
			緊急車両の確保				○		○			ガソリン
			緊急車両の運行管理				○		○			ガソリン

部	課	係	業務内容	電気	ガス	水道	電器等	郵便	庁内システム	インターネット	端末等	その他
市民生活部	市民課	窓口係	住所異動・世帯異動届出の受付	○					○		○	
			証明書等の申請受付・発行	○							○	
			印鑑の登録・改印・廃止	○							○	
			外国人住民の居住地届出・登録	○			○	○		○	○	市民課専用公印
			死亡届の受付・埋火葬許可証の発行	○			○				○	市民課専用公印
			証明書等発行の可否の照会				○		○		○	
			住民基本台帳の基幹システムの運用・管理	○			○	○	○		○	
			住居教示番号の付番・台帳管理	○			○	○	○		○	住居表示台帳
			住民基本台帳ネットワークシステムの運用・システム管理	○			○			○	○	
	市民課	戸籍係	婚姻・離婚・出生・死亡等戸籍届出の受付				○	○		○	○	
			記載・訂正等、戸籍の整備・管理	○				○		○	○	
			住民基本台帳との連携で戸籍附票の作成・整備	○				○	○		○	
			法務省・地方検察庁からの通知に基づき、データの整備・管理を行う	○			○	○			○	
			身分証明書の作成・交付	○							○	
	市民課	年金係	国民年金被保険者の資格取得・喪失の届出の受付と報告	○			○	○	○	○	○	
			国民年金保険料の免除申請の受付・審査	○			○			○	○	
			国民年金の新規受付	○			○				○	
			老齢福祉年金の申請受付	○			○				○	
	まち振興課	市民交流センター係	行政サービスコーナーの維持	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉部	社会福祉課	地域福祉係	民生委員に関する災害時の支援体制						○			
			敬老事業のイベント中止の連絡									
			ひとり暮らしの高齢者等の災害時の支援や確認				○		○			
			行旅死亡人の災害時に死亡者であった場合の対応						○			
		障害福祉係	身体障害者福祉サービスの状況把握						○			
			知的障害者福祉サービスの状況把握						○			
			精神保健及び精神障害者福祉サービスの状況把握						○			
			災害時身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の支援資料提供のため						○			
福祉部	保護課	保護グループ	生活保護の決定及び実施	○			○	○	○		○	公用車
			行旅病人の保護の決定及び実施	○			○	○	○		○	公用車
		庶務係	生活保護費の支給	○			○	○	○		○	
		生活困窮者自立支援係	生活困窮者の相談及び支援の実施	○			○	○	○		○	公用車
	こども家庭課	こども家庭グループ	児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給	○			○		○		○	
			母子及び父子家庭自立支援給付金の支給	○			○		○		○	
			通報時の虐待対応	○			○				○	

部	課	係	業務内容	電気	ガス	水道	電話等	郵便	庁内システム	インターネット	端末等	その他
保健部	健康増進課	保健予防係	妊娠・出産・虐待・自殺企図等生命に危険が高い妊産婦等に対する保健指導	○			○		○			
			妊娠・出産・虐待・自殺企図等生命に危険が高い新生児・妊産婦等に対する訪問指導等相談・調整	○			○		○			公用車
			感染症発生時の迅速な対応と予防対策	○		○	○		○			トイレ・ごみ処理
			救護事象の発生予防と発生には、迅速に対応できる環境と体制の整備	○		○	○		○	○	○	
	地域包括ケア推進課	事務係	支援関連の厚労省や県からの事務文書や指示が増大する可能性が高いため、その事務処理を担当	○			○	○	○	○	○	
		推進係	通常の介護保険サービス利用の提供の継続	○			○	○	○	○	○	
			高齢者の包括推進施策の発災時緊急支援	○			○	○	○	○	○	
			通常の窓口の対応	○			○	○	○	○	○	
			高齢者の総合相談で発災時に起こる課題への対応	○			○	○	○	○	○	
			緊急対応用のケアマネジメントの実施、ケアプランの書き換え	○			○	○	○	○	○	
			介護支援専門員からの依頼要請、相談への対応	○			○	○	○	○	○	
			福祉避難所への対応や被災住宅への調査等	○			○	○	○	○	○	
			介護予防支援に関すること	○			○	○	○	○	○	
	保険医療課	国保係	資格取得喪失・証等の発行	○			○	○	○		○	
			給付申請の受付・支給	○					○		○	連合会システムとの連携
			税額の通知・納付書の発行	○				○	○		○	
		医療係	資格取得喪失・証等の発行 給付申請の受付・支給等	○			○	○	○		○	
			資格取得喪失・証等の発行 給付申請の受付・支給等	○			○	○	○		○	広域連合システムとの連携
総務部	市民衛生課	市民衛生係	し尿収集委託業務				○		○			自動車
上下水道部	水道総務課	総務係	工事等の入札や契約				○	○	○		○	
			支払業務等				○				○	
		料金係	毎月の水道料金算定								○	
	水道工務課	工務グループ	管理・給水グループの応援									
		管理・給水グループ	県営水道との受水状況の確認と受水確保				○				○	
監査委員事務局	事務局	監査係	発生時に有無の確認、その後、重要管理									
			定期監査、例月出納検査、決算審査等									
教育委員会	学校教育課	学校教育係	就学、入学、転学、退学等									
			生徒指導及び進路指導									
			児童生徒の出席状況の把握等									

部	課	係	業務内容	電気	ガス	水道	電話等	郵便	庁内システム	インターネット	端末等	その他
会計	会計課		現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の受入れ、払出し及び保管						○			
			支出命令書等に係る支払金の小切手の払出し及び窓口での現金払い						○			
			有価証券（公有財産及び基金に属する現金を含む。）の受入れ、払出し及び保管						○			
			支払金の集計及び現金残高の確認						○			
			歳入歳出決算額の確認調整及び決算書の作成						○			
			歳入歳出外現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の受入れ、払出し及び保管						○			
			支出の原因、内容が法律等に違反していないこと及び予算に基づいて行われていることの確認						○			
			支出の原則に基づいた適正な事務処理が行われているかの審査						○			
			収入状況の確認及び原課への通知						○			

（３） 人的資源の確保

優先的通常業務の実施体制を確立するため、事前に優先的通常業務に最低限必要な人員数を把握し、配置すべき人材を特定する。

ここでは優先的通常業務に必要とする人員数のみを記載するものとし、今後作成する「優先的通常業務実施マニュアル」に具体的に配置を予定する人員を記載していくものとする。

３．活動資源の外部調達

優先的通常業務を継続していくためには、前項の通り、物的資源、人的資源を確保することが必要であるが、すべてを庁内で調達することが困難な場合も想定される。

（１） 物的資源の外部調達

物的資源に関しては、民間事業者との支援協定を活用して調達に努める他、協定を締結していなくても、通常業務において納入実績のある民間事業者との信頼関係を活用して調達を行う。

また、緊急事象の発生時には、通常の決裁や発注ができない場合も想定されるため、通常業務時の信頼関係と行政の与信を活用して、柔軟な対応による調達ができるように権限委任も含めた代替的な手段を事前に検討しておく。

（２） 人的資源の外部調達

人的資源に関しては、他市町村等からの応援による受援の人員や市の職員であったOB、OGの活用なども視野に入れて事前に準備を進める。また、優先的通常業務として選定した中に、通常時から外部への委託を行っている業務については、委託先との契約の見直しや委託先の事業継続計画（BCP）を

確認するなど緊急事業が発生時においても外部調達が可能な環境づくりに努める。

分類	資源項目	準備すべき項目
物的資源	民間事業者との協定を活用	協定済みの民間事業者リスト
	民間事業者の納入実績による信頼関係を活用	納入実績のある民間事業者リスト
人的資源	他市町村等からの応援による受援の人員	他市町村との応援協定リスト
	OB、OGの活用	OB、OGによる支援の仕組みづくり
	委託先事業者の活用	契約内容の見直し 委託先の業務継続計画の確認

4. 指揮命令系統

(1) 緊急事象に対応した指揮命令系統の確立

緊急事象の発生時においては、地域防災計画に基づく災害対策（警戒）本部の本部長が指揮・命令を行う。

(2) 緊急事象に対応した権限委譲（職務代理）

緊急事象の発生時においては、実施組織を設置するなど早期に指揮命令系統を確立することが重要である。しかし、権限を有する職員の安否不明や参集不能・遅延などにより指揮命令系統の確立に支障が生じることが予想されるため、「大和高田市決裁規程」及び「大和高田市行政組織規則」に定めた職務代理を基にすみやかな対応ができる体制を整える。

権限委譲については、権限者が不在及び連絡がとれない場合は、前項の職務代理順位に従い、自動的に代理者に権限委譲する。また、代理者の業務負担が非常に大きい場合においては、その一部の権限や職務を前項の順位に従い、別の者に委譲することができる。

【 職務代理者 】

権限者	代理（第1位）	代理（第2位）
市長	副市長	所管部長
副市長	所管部長	次席の職階の者
部長	次席の職階の者	—

5. 活動資金（会計処理）

(1) 活動資金への方針

緊急事象に対応するためには、応急業務や優先的通常業務などを実施するための資金（予算）について財政的な根拠を与える必要がある。

緊急事象の発生時には、通常の契約行為による対応ができず、現金による取引が求められる場合も生ずるため、緊急事象に対応した代替手段による活動資金（会計処理）を行える体制を整える。

また、現場での判断が求められる課長以上の職員については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律や災害救助法など災害関連の法律を理解し、国等から資金的な支援が得られる項目を踏まえ、指揮命令を行う。

（２）会計処理の対応

緊急事象に対して現場が円滑に対応できるように、活動資金に現金が必要な場合は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第161条の資金前渡、対応する部署が直接実施することが適切な場合は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第171条第4項による会計の事務委任、支払事務の委託を行う必要がある場合は、地方自治法施行令第165条の3などを活用し、適切な措置を講じる。

対応すべき事項	活用する法令
【資金前渡】 活動資金に現金が必要な場合	地方自治法施行令第161条
【会計の事務委任】 対応する部署が直接実施することが適切な場合	地方自治法第171条第4項
【支払事務委託】 支払事務の委託を行う必要がある場合	地方自治法施行令第165条の3